

かごしま

2021
WINTER 2

No.499

トラック情報

Kagoshima truck information



「スイーツおとどけユニコーン号」 令和2年度「夢のあるトラック」 絵画コンクール 3年生部門最優秀賞 鹿児島市立伊敷小学校 徳重 結舞さん

主な内容

巻頭

令和3年度税制改正等に関する要望と結果

TOPICS

令和2年度第9回正副会長会

標準的な運賃に係る要望

令和2年度「トラックの海の森事業」藻場ブロッ
ク投入式

など

お知らせ掲示板

トラックにおける新型コロナウイルス感染予防
対策ガイドライン(第2版)

新型コロナウイルスに係る県トラック協会から
の要請

など

情報ボックス

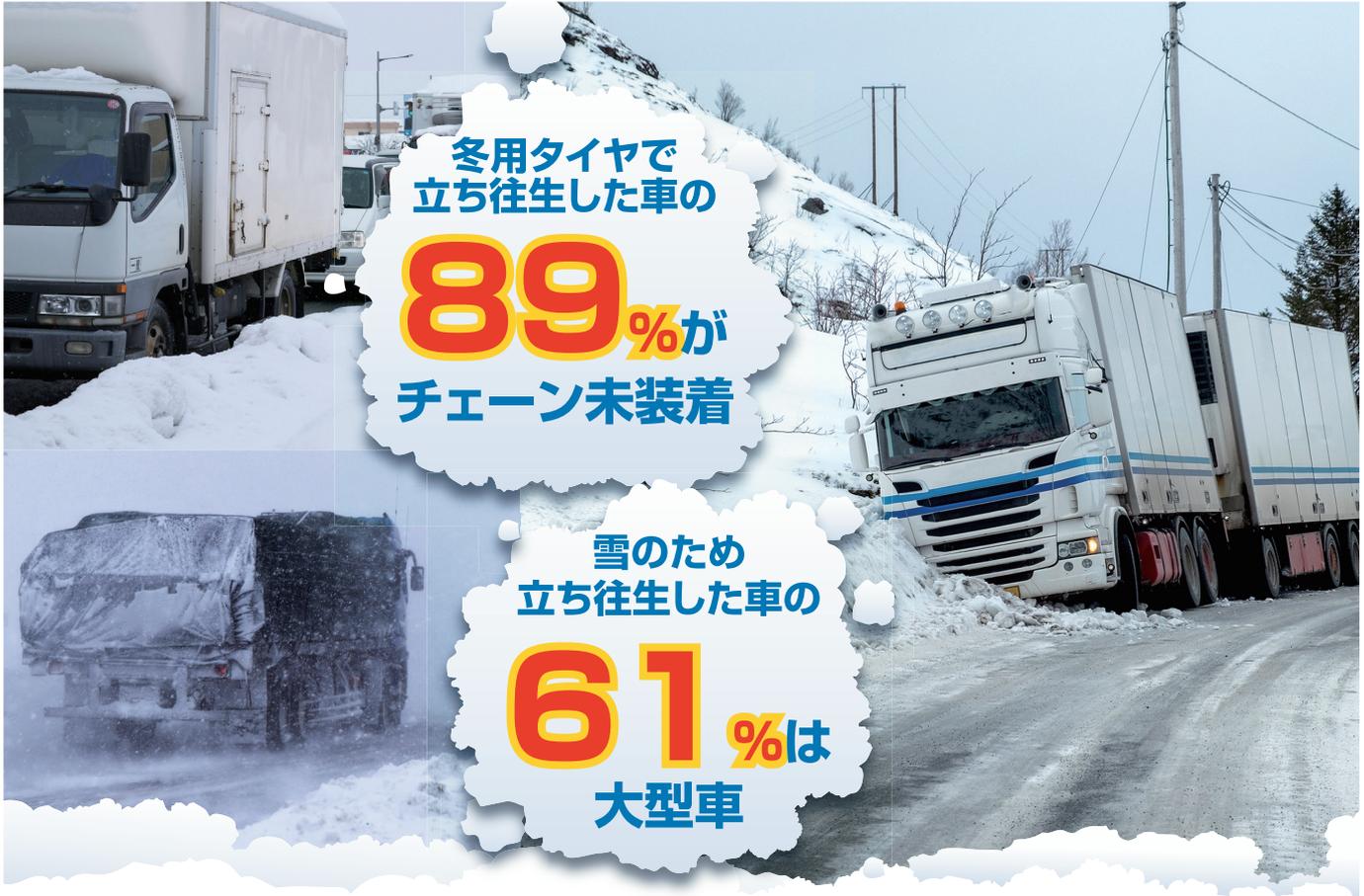
「標準的な運賃」支部・部会における取組みに
ついて

など

公益社団法人

鹿児島県トラック協会 <http://www.kta.jp>

〒891-0131 鹿児島市谷山港二丁目4-15 ☎099-261-1167 E-mail / kentora@kta.jp

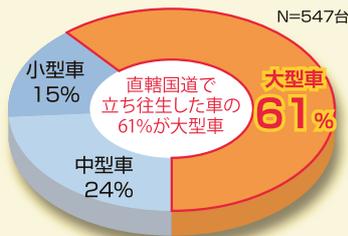


冬用タイヤで
立ち往生した車の
89%が
チェーン未装着

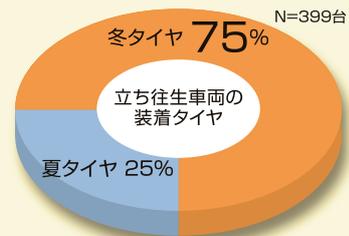
雪のため
立ち往生した車の
61%は
大型車

冬用タイヤの装着だけで安心していませんか？

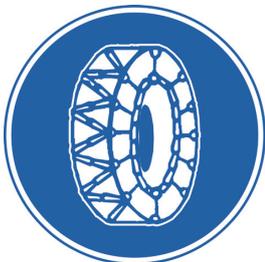
直轄国道で立ち往生した件数



立ち往生車両(冬タイヤ装着)のチェーン装着状況



平成27年度 出典:国土交通省



「タイヤチェーンを取り付けていない車両通行止め」の規制標識：新設

2018年12月14日より、チェーンの装着を指定された区間では、タイヤチェーンを装着した車両のみ通行可能となりました。

異例な降雪時には、国土交通省から大雪に対する緊急発表が行われ、チェーン規制が実施されます。チェーン規制は、過去に立ち往生が発生したような急な勾配の区間で、規制を示す標識や監視カメラの設置、チェーンの着脱場所の確保などの準備が整った箇所を対象に実施されます。

チェーン規制対象区間を、チェーンなしで走行した場合、道路法又は道路交通法の規定に基づき処罰されることがあります。

かごしま トラック情報

2021
WINTER
No.499

CONTENTS

巻頭

| | |
|---------------------|---|
| 令和3年度税制改正等に関する要望と結果 | 2 |
|---------------------|---|

TOPICS

| | |
|----------------------------|---|
| 令和2年度第9回正副会長会 | 4 |
| 標準的な運賃に係る要望 | |
| 令和2年度「トラックの海の森事業」藻場ブロック投入式 | 5 |
| 高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う防疫資材搬送 | 6 |
| Withコロナ時代の物流効率化セミナー | |
| トラック運送事業者のための人材確保セミナー | 7 |
| 令和2年度桜島火山爆発総合防災訓練 | |

お知らせ掲示板

| | |
|------------------------------------|----|
| トラックにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(第2版) | 8 |
| 新型コロナウイルスに係る県トラック協会からの要請 | 9 |
| 新型コロナウイルス感染症に関する支援策 | 10 |
| 業務改善助成金の案内 | 14 |
| 冬用タイヤ・タイヤチェーン装着のお願い | 16 |
| 大型車の車輪脱落事故防止の徹底のお願い | 18 |
| 第68回鹿児島県下一周市郡対抗駅伝競走大会に伴う交通混雑 | 20 |
| 国土交通省認定NASVA安全管理セミナーのお知らせ | 21 |

情報ボックス

| | |
|---|----|
| 「標準的な運賃」支部・部会における取組みについて【R2.11.27理事会決定】 | 22 |
| (公社)鹿児島県トラック協会会長表彰の案内 | 30 |
| 無事故事業所表彰のご案内 | |
| 「新型コロナウイルス感染予防対策助成事業」の案内 | 31 |
| 令和2年度助成事業の案内 | 32 |
| 令和2年度助成金制度の締め切りが迫りました | 34 |
| 助成事業に係る対象機器追加・変更等のお知らせ | 35 |
| 入退会紹介 | |

Gマークだより

| | |
|--------------|----|
| Gマーク取得対策について | 36 |
|--------------|----|

適正化だより

| | |
|----------------|----|
| 令和2年12月 巡回指導結果 | 42 |
|----------------|----|

支部・部会だより

| | |
|-----------|----|
| 支部・部会開催状況 | 43 |
|-----------|----|

資料データ

| | |
|--------------------|----|
| 過積載違反の取締り状況・苦情内容 | 44 |
| 鹿児島県内における交通事故の発生状況 | 45 |
| 軽油価格調査報告 | 46 |

| | |
|-------------------|----|
| お知らせカレンダー(令和3年2月) | 47 |
|-------------------|----|

陸災防情報

| | |
|----------------------------|----|
| 鹿児島県内における労働災害の発生状況(12月末現在) | 48 |
|----------------------------|----|

令和3年度税制改正等に関する要望と結果

12月10日に「令和3年度与党税制改正大綱」が発表されたことを受け、全日本トラック協会が「令和3年度税制改正に関する要望と結果」を下記のとおりまとめましたのでお知らせします。

令和3年度税制改正に関する要望と与党税制改正大綱の内容

| 要望事項 | 令和3年度与党税制改正大綱の内容 |
|---|---|
| 1. 新型コロナウイルス感染症に係る各種軽減措置の延長 | ・新型コロナウイルス感染症に係る各種軽減措置の延長について、要望は見送られた。 |
| 2. 自動車関係諸税の簡素化・軽減の実現 | |
| (1) 自動車関係諸税の簡素化・軽減 | ・自動車関係諸税については、『「2050年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するものとするとともに、自動運転をはじめとする技術革新の必要性や保有から利用への変化、モビリティの多様化を受けた利用者の広がり等の自動車を取り巻く環境変化の動向、地域公共交通へのニーズの高まりや上記の環境変化にも対応するためのインフラの維持管理や機能強化の必要性等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。』とされ、要望は見送られた。 |
| (2) 自動車税における営自格差見直し反対 | ・自動車税における営自格差は堅持された。 |
| (3) 自動車重量税の道路特定財源化 | ・自動車重量税の道路特定財源化について、要望は見送られた。 |
| 3. 中小企業投資促進税制の延長 | ・適用期限が2年間延長された。 |
| 4. 特例措置の延長 | |
| (1) 自動車重量税のエコカー減税の延長 | ・適用期限が2年間延長された。 |
| (2) 自動車税環境性能割特例措置の延長 | ・適用要件および措置内容を見直した上で、適用期限が2年間延長された。 |
| (3) ASV（先進安全自動車）特例措置の延長 | ・適用要件および措置内容を見直した上で、適用期限が延長された。また対象装置として、側方衝突警報装置が追加された。 |
| (4) 自動車税のグリーン化特例の延長 | ・適用期限が2年間延長された。 |
| (5) 中小企業・協同組合等の法人税率の特例措置の延長 | ・適用期限が2年間延長された。 |
| (6) 所得拡大促進税制の延長 | ・適用要件を見直した上で、適用期限が2年間延長された。 |
| (7) 中小企業経営強化税制の延長 | ・適用要件を見直した上で、適用期限が2年間延長された。 |
| (8) 商業・サービス業・農林水産業活性化税制の延長 | ・対象業種を中小企業投資促進税制に統合した上で、適用期限の到来をもって廃止されることとなった。 |
| 5. トラック協会が運営する地域防災・災害対策関連施設等について固定資産税の軽減措置の適用 | ・固定資産税の軽減措置の適用について、要望は見送られた。 |

令和3年度予算に関する要望と令和2年度第3次補正予算案・令和3年度予算案の主な内容

| 要望事項 | 令和2年度第3次補正予算案・令和3年度予算案の主な内容 |
|------------------------|---|
| I. 新型コロナウイルス感染症関係要望 | 1. 令和2年度第3次補正予算案 令和2年度第3次補正予算案については、令和2年12月15日に閣議決定された。 (1) 令和2年度末で期限を迎える、自動車運送事業者のETC2.0搭載車を対象とした 高速道路料金の大口・多頻度割引50%枠 について、令和3年度末(令和4年3月末)まで継続するための予算として、 77.62億円 が措置された。 (2) トラック運送業における労働生産性の向上や持続的な経営の確保を図るため、 荷役作業の効率化に資する機器 (テールゲートリフター、ユニック車、フォールドデッキ)の導入支援のための予算として、 1.4億円 が措置された。 (3) ポストコロナ時代に対応した非接触・非対面型のBtoC配送モデル について実証事業の予算として、 0.6億円 が措置された。 (4) 災害に強い国土幹線道路ネットワークの機能を確保するため、高規格道路のミッシングリンクの解消、高規格道路と代替機能を発揮する直轄国道とのダブルネットワークの強化等を実施。(補正予算2,058.16億円) ※財政投融资を活用した暫定2車線区間の4車線化については、後述道路関係①に掲載。 (5) 道路インフラの局所的な防災・減災対策を実施。(補正予算774.54億円) |
| II. 道路関係要望 | 2. 令和3年度予算案 令和3年度予算案については、令和2年12月21日に閣議決定された。 (○トラック運送事業関係) ①危機時等に備えた体制強化及び新たなサービスの構築(トラック運送業の強靱性確保等)(0.6億円) ②働き方改革の推進(トラック運送業の実態把握、ホワイト物流推進運動の推進等)(0.85億円) ③事故防止対策(先進安全自動車、デジタル式運行記録計等の導入等)支援推進事業(8.53億円の内数) ④健康起因事故防止対策の促進(スクリーニング検査普及に向けたモデル事業等)(0.55億円) ⑤次世代自動車(CNGトラック、ハイブリッドトラック)普及促進(4.74億円の内数) ⑥自動配送ロボット制度の整備(0.2億円) ⑦物流生産性の向上(モーダルシフト支援事業、非接触・非対面輸送配送モデル実証事業)(0.74億円) ⑧最先端の低炭素型ディーゼルトラック導入補助、電気トラック導入補助(39.65億円)＜環境省連携事業＞ ⑨車両動態管理システム、予約受付システム等導入支援(41.5億円)＜経済産業省連携事業＞ |
| 1. 高速道路料金等の引下げ | |
| 2. 道路の積極的な活用に向けた諸施策の実現 | |
| III. 働き方改革関係要望 | (○道路関係) ①財政投融资を活用した暫定2車線区間の4車線化(財政投融资計1.0兆円) ※令和2年度第3次補正5,000億円、令和3年度当初予算5,000億円 ②災害時における人流・物流の確保(7,259億円の内数) ※うち令和2年度第3次補正予算2,944億円 ・ミッシングリンク解消や4車線化等の推進、道路等の防災・減災対策の推進等 ③交通安全対策の推進(1,930億円の内数) ・高速道路の暫定2車線区間の4車線化等の推進、SA・PA駐車マス不足解消等 ④効率的な物流ネットワークの強化(4,442億円の内数) ※うち令和2年度第3次補正予算252億円 ・三大都市圏環状道路等の整備推進、安全・円滑な物流等のための道路ネットワーク構築等の推進、特車通行許可の効率化、ICや空港、港湾等へのアクセス道路の整備等 ⑤地域・拠点の連携を促す道路ネットワークの整備等(4,858億円の内数) ※うち令和2年度第3次補正予算2,058億円 ・地域・拠点をつなぐ高速道路ネットワークの構築、スマートICの活用等 |
| IV. 環境・交通安全関係要望 | |
| 1. 環境対策及び省エネ対策のための補助 | |
| 2. 交通安全対策のための補助 | (○厚生労働省関係) ①働き方改革推進支援助成金(65.4億円) ②人材開発支援助成金(訓練関係)(322億円の内数) ③短期間で取得でき安定就労に有効な資格等の習得支援(27.5億円の内数) ④両立支援等助成金(育児休業等支援コース、女性活躍加速化コース)(42.2億円) ⑤自動車運転者の取引環境改善などの環境整備(1.5億円) |

令和2年度第9回正副会長会

月日 令和3年1月21日(木)

場所 鹿児島県トラック研修センター

正副会長5名が出席し、下記事項について協議・報告しました。

(協議・報告事項)

- ・当面の諸課題について

上記事項について協議し、会議終了後に特別委員会正副委員長との意見交換会を行いました。

標準的な運賃に係る要望

月日 令和2年12月25日(金)

■要望先

鹿児島商工会議所
鹿児島経営者協会
鹿児島経済同友会

■要望事項

安定した輸送力確保に向けた取り組みのお願い

- ・トラック運送事業者の法令遵守について
- ・「標準的な運賃」の活用について
- ・「ホワイト物流」推進運動の参加について



令和2年度「トラックの海の森事業」 藻場ブロック投入式

月日 令和3年1月13日(水)

場所 北さつま漁業協同組合海域 元之島付近

■目的・趣旨

地球温暖化の原因であるCO₂の削減を図るため、社会貢献活動の一環として、トラックの海の森事業による地域における藻場造成事業の支援を実施するもの。

■出席者

【阿久根市】

水産林務課長
主査

佐瀨 進 氏
松永 雄輔 氏

【北薩地域振興局】

林務水産課 水産林務課長
林務水産課 出水市駐在 参事付

下新原 博也 氏
田 中 耕治 氏

【北さつま漁業協同組合】

代表理事組合長 佐瀨 芳藏 氏
参事 大田 和茂 氏
青年部長 洲崎 篤 氏
新町 昭久 氏

【トラック協会】

会長 鳥部 敏雄 氏
薩摩北副支部長 田原 秀一 氏
トラビジョン21 委員長 有川 孝治 氏
トラビジョン21 副委員長 田代 真一 氏
トラビジョン21 委員 上栗 幸祐 氏
薩摩北支部 中藺 茂 氏
薩摩北支部 西園 知広 氏



■内容

- ・ 鳥部会長あいさつ
- ・ 佐瀨北さつま漁業協同組合代表理事組合長あいさつ
- ・ 記念撮影
- ・ 藻場ブロック投入



高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う防疫資材搬送

月日 令和3年1月12日(火)

場所 鹿児島中央家畜保健衛生所

■輸送区間

鹿児島中央家畜保健衛生所～鶴田体育館

■輸送事業者

鹿児島荷役海陸運輸株式会社（鹿児島・種子屋久支部） 大型車 5 台
株式会社グローバルライン（薩摩南支部） 大型車 1 台
有限会社森運送（大隅北支部） 大型車 1 台

■内容

さつま町の養鶏農場で高病原性鳥インフルエンザが発生したことに伴い、県からの要請を受けて、鹿児島中央家畜保健衛生所から集合基地の鶴田体育館へ防疫資材を搬送しました。



Withコロナ時代の物流効率化セミナー

月日 令和3年1月21日(木)

場所 鹿児島県トラック研修センター

■セミナー内容

【第1部】

テーマ：「副業兼業人材を活用した経営改革」

講師：一般社団法人 Work Design Lab
(ワークデザインラボ)

代表理事 石川 貴志 氏

【第2部】

テーマ：「運送業界最新動向と2021年に取り組むべきこと」

講師：船井総合ロジ株式会社 物流ビジネスコンサルティング部
部長 エグゼクティブコンサルタント 河内谷 庸高 氏



■出席者 31名

トラック運送事業者のための 人材確保セミナー

月日 令和3年1月27日(水)

場所 鹿児島県トラック研修センター

講師

株式会社コヤマ経営 代表取締役 小山 雅敬 氏

出席者 22名

セミナー内容

- (1) 「新時代」における運転者人材の実態
- (2) 運転者人材等の採用
 - ・ 人材採用に向けた準備
 - ・ 効果的な求人（求人票の記載、ウェブの活用など）
 - ・ 人材採用の成功事例
 - ・ 新卒者、女性、高齢者の雇用促進
- (3) 人材が定着するための職場環境の整備
 - ・ 人材定着のための成功事例
- (4) 働き方改革に対応した実務



令和2年度 桜島火山爆発総合防災訓練

月日 令和3年1月9日(土)

場所 鹿児島市立城西中学校 他

目的

桜島の爆発、地震等による災害発生に際して、各種の災害応急対策が迅速・適切に行われるよう検証・確認を行い、市民・県民の防災意識の高揚と知識の向上を図る。

訓練内容

県ト協から2名が参加し、避難住民へ救援物資輸送の概要について説明しました。



トラックにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(第2版)

全日本トラック協会では、トラック運送業界における「新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドライン(第2版)」を策定しましたのでお知らせします。

また、同ガイドラインを用いてわかりやすく説明した「新型コロナウイルス感染予防対策マニュアル」も作成されました。

詳細は、全日本トラック協会ホームページを確認してください。

トラックにおける
新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
(第2版)

公益社団法人全日本トラック協会
令和2年6月12日



◆全日本トラック協会ホームページ

HOME > 会員の皆様へ > 安全対策 > 新型コロナウイルス関連情報 > 新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

新型コロナウイルスに係る県トラック協会からの要請

新型コロナウイルスに係る感染防止対策の再徹底と運送事業者に対する差別的取扱い

昨年1月に新型コロナウイルス感染が確認され、現在も感染拡大が収まらない状況です。会員の皆様におかれましては、感染防止対策の再徹底と運送事業者に対する差別的取扱いに関する情報提供についてお願いします。詳細は、鹿児島県トラック協会のホームページを確認してください。

◆鹿児島県トラック協会ホームページ

HOME > お知らせ > 2020年8月18日 新型コロナウイルスに係る感染防止対策の再徹底と運送事業者に対する差別的取扱いについての情報提供について（お願い）

新型コロナウイルス感染者確認時の速報のお願い

国土交通省より運送事業者において新型コロナウイルス感染者が確認された場合の聞き取り項目が示され、鹿児島運輸支局より報告の要請がありました。会員事業者において、同ウイルス感染者が確認された場合には、速やかに鹿児島県トラック協会に電話連絡していただくとともに、別紙調査票により報告していただきますようお願いいたします。調査票は、鹿児島県トラック協会ホームページよりダウンロードしてください。

◆鹿児島県トラック協会ホームページ

HOME > お知らせ > 2020年4月14日 新型コロナウイルス感染者確認時の速報について



新型コロナウイルス感染症に関する支援策



新型コロナウイルスの感染拡大により、休業を余儀なくされるなど
事業継続にお困りの中堅・中小企業、小規模事業者
フリーランスを含む個人事業者の皆様へ

9月1日以降に新規申請される方へ

【中小法人・個人事業者のための】

持 続 化 給 付 金

じぞくかきゅうふきん

売上が前年同月比50%以上減少している事業者の方は、事業の継続を 下支えし、事業全般に広く使える給付金を申請できます。

(今年12月までに売上が50%以上減少した月がある事業者が対象。申請期限は令和3年1月15日(金)としておりましたが、必要書類の準備に時間を要するなど、申請期限に間に合わない事情のある方については、書類の申請期限を令和3年2月15日まで延長いたします。なお、書類の提出期限延長の申込期限は令和3年1月31日までとなります。)

※2019年に創業した方や売上が一定期間に偏在している方などには特例があります。

※今までと同じ制度であり、一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。

※詳細は、申請要領等をご確認ください。

持続化給付金とは？

中堅・中小企業、
小規模事業者 **上限 200万円**

フリーランスを含む
個人事業者 **上限 100万円**

給付額 ▶ 前年の総売上(事業収入) - (前年同月比▲50%月の売上 × 12ヶ月)

申請方法

迅速かつ安全に給付を行うため、電子(オンライン)申請で受け付けます。パソコンでも、スマホでも、簡単にできます。

申請は持続化給付金ホームページから。「持続化給付金」の詳細情報もご覧いただけます

<https://jizokuka-kyufu.go.jp/>

パソコンでの
申請は

持続化給付金 検索

スマホでの
申請は



持続化給付金相談窓口

※相談窓口では、不正受給の
内部通報にも対応しています。

0120-279-292

IP電話専用回線

03-6832-6631

受付時間 **8:30-19:00** (土曜日・祝日を除く日曜～金曜日)

開設期間 **9/1(火)～2/28(日)予定**

※12/29(火)～1/3(日)は休みの予定

※お電話は大変混み合うことが
予想されますので、ホームページ
もご利用ください。



「持続化給付金」を装った詐欺にご注意ください!

持 続 化 給 付 金 の申請手続き方法

「申請」の前に準備!

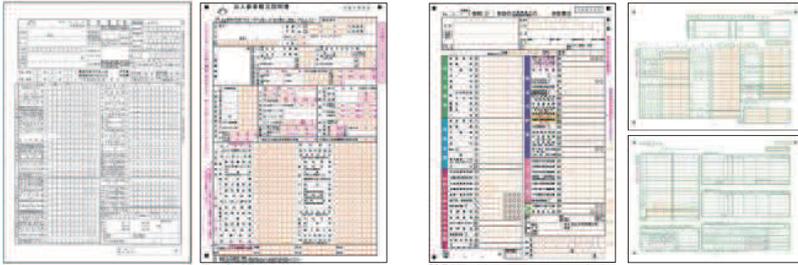
申請に必要な書類

※詳細は申請要領等を必ず御確認下さい。代替を認める書類もあります。

1 2019年(法人は前事業年度)確定申告書類の控え

法人

個人



※收受日付印の押印が必要です。e-Taxを通じて申告を行っている場合、これらに相当するものを提出して下さい。

2 売上減少となった月の売上台帳の写し

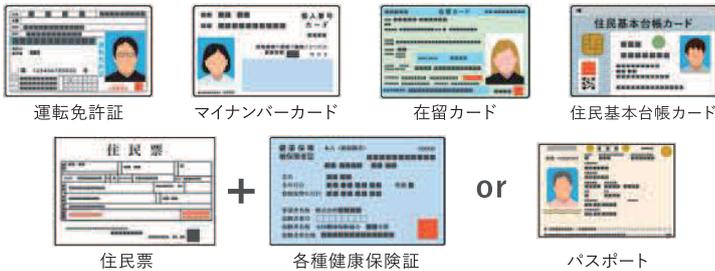


3 通帳写し



電子通帳
画面コピー

4 (個人事業者のみなさま)身分証明書写し



※このほかの書類が必要となる場合もあります。

詳しくはホームページでご確認ください。

次に、必要書類をデータ化してください。

パソコンの場合は

必要書類をスキャンしてパソコンに取り込んでください。



スマホの場合は

必要書類を撮影して写真をスマホに保存してください。



申請する際のご注意

事後的に申請内容に虚偽が明らかになった場合は返納を求めることがあります。虚偽内容が特に重大または悪質な場合には事業者名等を公表します。さらに特に悪質なものについては刑事告発等を行う可能性がありますのでご注意ください。

「申請」の操作はカンタン!

1 「持続化給付金」ホームページにアクセス。

持続化給付金 検索

スマートフォンでもご利用可能です。

2 メールアドレスを入力し、仮登録してください。

申請ボタンをクリック

メールアドレスを入力

仮登録が完了

3 確認メールから、本登録へ。

メールに記載のURLをクリック

ログインID・パスワードを登録

本登録が完了

4 マイページに各種情報を入力してください。

法人または個人の 基本情報

売上額 ※入力すると申請金額を自動計算

口座情報 通帳の写しをアップロード

5 必要書類を添付してください。

確定申告書類の控え

売上減少となった月の
売上台帳等の写し

個人の場合は 本人確認書類の写し

これで申請手続きが完了です。

持続化給付金事務局にて、
申請内容を確認

通常2週間程度で、
給付通知書を発送
ご登録の口座に入金されます。

新型コロナウイルス感染症に係る 雇用調整助成金の特例措置を延長します

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、**労働者に対して一時的に休業等を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に**、休業手当相当額等を助成するものです。

～雇用調整助成金を活用して従業員の雇用維持に努めて下さい～

延長について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、**令和2年12月31日までを期限に**雇用調整助成金の特例措置を講じてきたところですが、現在の雇用情勢を鑑み、この特例措置を

令和3年2月28日

まで延長いたします。

注意点など

○令和2年12月31日を期限とする**特例措置について令和3年2月28日まで延長いたします。**

- 休業・教育訓練の場合の助成率
 - ・中小企業 4/5 (解雇等を行っていない場合は10/10)
 - ・大企業 2/3 (解雇等を行っていない場合は3/4)
- 休業・教育訓練の助成額の上限 日額 15,000円
- 学生アルバイト・パート労働者(※1)も対象(※2)
(※1) 週の所定労働時間が20時間未満の労働者
(※2) 「緊急雇用安定助成金」として支給しています。

○特例措置の延長に関わらず、従来通り、**支給対象期間の末日の翌日から2ヶ月以内**に申請する必要がありますのでご注意ください。

○令和3年3月以降の対応については、雇用情勢等を総合的に考慮し改めて判断することとしています。

お問合せ先

ご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせ下さい。

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター
0120-60-3999 受付時間 9:00~21:00 土日・祝日含む

厚生労働省HP



LL021228企01

中小企業向け資金繰り支援内容一覧表（6/15時点）

※ 詳しい情報は[支援策パンフレット](#)でご確認ください。

① 個人事業主向け（小規模に限る）

| 要件 | 受けられる支援 | 相談窓口 | 概要 |
|---------------|--------------|--|---|
| 売上高5%以上減少なら | 実質無利子 | お近くの民間金融機関 (セーフティネット保証5号) | <ul style="list-style-type: none"> 最大4000万円、当初3年間利子補給 融資期間10年、うち据置5年以内 信用保証協会利用にかかる保証料ゼロ |
| 売上の減少幅に関係なく | | 日本政策金融公庫 (コロナ特別貸付) | <ul style="list-style-type: none"> 中小事業最大2億円、国民事業最大4000万円(別枠) 設備20年、運転15年、うち据置5年以内 当初3年間利子補給 |
| スタートアップ・再生支援等 | | 商工組合中央金庫等 (危機対応融資) | <ul style="list-style-type: none"> 最大2億円(別枠) 設備20年、運転15年、うち据置5年以内 当初3年間利子補給 |
| スタートアップ・再生支援等 | 貸付 | 日本政策金融公庫 (セーフティネット貸付) | <ul style="list-style-type: none"> 国民事業最大4800万円 設備15年、運転8年、うち据置3年以内 等 |
| スタートアップ・再生支援等 | | 日本政策金融公庫 (コロナ資本金劣後ローン) | <ul style="list-style-type: none"> 国民事業最大7200万円(別枠) 貸付期間5年1ヶ月、10年、20年(期限一括償還) |

② 小・中規模企業者向け（①以外）

| 要件 | 受けられる支援 | 相談窓口 | 概要 |
|---------------|--------------|---|--|
| 売上高20%以上減少なら | 実質無利子 | 日本政策金融公庫 (コロナ特別貸付) | <ul style="list-style-type: none"> 中小事業最大2億円、国民事業最大4000万円(別枠) 設備20年、運転15年、うち据置5年以内 当初3年間利子補給 |
| 売上高15%以上減少なら | | 商工組合中央金庫等 (危機対応融資) | <ul style="list-style-type: none"> 最大2億円(別枠) 設備20年、運転15年、うち据置5年以内 当初3年間利子補給 |
| 売上高5%以上減少なら | | お近くの民間金融機関 (セーフティネット保証4号、危機関連保証) | <ul style="list-style-type: none"> 最大4000万円、当初3年間利子補給 融資期間10年、うち据置5年以内 信用保証協会利用にかかる保証料ゼロ |
| 売上高5%以上減少なら | 低利融資 | 日本政策金融公庫 (コロナ特別貸付) | <ul style="list-style-type: none"> 中小事業最大2億円、国民事業最大4000万円(別枠) 設備20年、運転15年、うち据置5年以内 当初3年間基準金利▲0.9% |
| 売上高5%以上減少なら | | 商工組合中央金庫等 (危機対応融資) | <ul style="list-style-type: none"> 最大2億円(別枠) 設備20年、運転15年、うち据置5年以内 当初3年間基準金利▲0.9% |
| 売上高5%以上減少なら | 保証料補助 | お近くの民間金融機関 (セーフティネット保証5号) | <ul style="list-style-type: none"> 最大4000万円 融資期間10年、うち据置5年以内 信用保証協会利用にかかる保証料を1/2補助 |
| 売上高5%以上減少なら | | 日本政策金融公庫 (セーフティネット貸付) | <ul style="list-style-type: none"> 中小事業最大7.2億円、国民事業最大4800万円 設備15年、運転8年、うち据置3年以内 等 |
| 売上高5%以上減少なら | 貸付 | 日本政策金融公庫 (コロナ資本金劣後ローン) | <ul style="list-style-type: none"> 中小事業最大7.2億円(別枠) 国民事業最大7200万円(別枠) 貸付期間5年1ヶ月、10年、20年(期限一括償還) |
| スタートアップ・再生支援等 | | 商工組合中央金庫等 (危機対応融資) | <ul style="list-style-type: none"> 最大7.2億円(別枠) 貸付期間5年1ヶ月、10年、20年(期限一括償還) |

【融資窓口金融機関】

日本政策金融公庫、商工中金、鹿児島銀行、南日本銀行、鹿児島信用金庫、鹿児島相互信用金庫、奄美大島信用金庫、鹿児島興業信用組合、鹿児島医師信用組合、奄美信用組合、福岡銀行、西日本シティ銀行、肥後銀行、宮崎銀行、熊本銀行、宮崎太陽銀行

(県内営業店に相談してください)

【相談窓口】

鹿児島県商工労働水産部中小企業支援課、商工会議所、各商工会、鹿児島県信用保証協会

業務改善助成金の案内

「業務改善助成金」のご案内

～ニーズに応えた低額のコースを新設～

『業務改善助成金』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、
設備投資（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）
などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

賃金引上げ



設備投資等



設備投資等に要した
費用の一部を助成

詳しくはHPをご覧ください！

業務改善助成金

検索



概要

※令和3年2月1日より申請受付開始

| コース区分 | 引上げ額 | 引き上げる労働者数 | 助成上限額 | 助成対象事業場 | 助成率 |
|--------|-------|-----------|-------|---|--|
| 20円コース | 20円以上 | 1人 | 20万円 | 以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下 | 【事業場内最低賃金900円未満】 4/5 (※2) 生産性要件を満たした場合は9/10 (※1) |
| | | 2～3人 | 30万円 | | |
| | | 4～6人 | 50万円 | | |
| | | 7人以上 | 70万円 | | |
| 30円コース | 30円以上 | 1人 | 30万円 | 【事業場内最低賃金900円以上】 3/4 生産性要件を満たした場合は4/5 (※1) | |
| | | 2～3人 | 50万円 | | |
| | | 4～6人 | 70万円 | | |
| | | 7人以上 | 100万円 | | |

上記のコースは令和2年度第3次補正予算案に基づく措置であり、予算の成立が条件となります。
令和2年度の25円・60円・90円の3コースは令和3年1月29日で受付を終了します。

(※1) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。
助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

(※2) 対象は、地域別最低賃金900円未満の地域のうち事業場内最低賃金が900円未満の事業場です。（令和3年1月現在）
北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄の39地域。

○助成金受給の流れや申請先等については裏面をご覧ください。

助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画などを、最寄りの都道府県労働局に提出

審査

交付決定後、提出した計画に沿って事業実施

労働局に事業実施結果を報告

審査

支給

ご留意頂きたい事項

- ◆ 助成金の支給は令和2年度第3次補正予算の成立が条件となります。
- ◆ 過年度に業務改善助成金を活用した事業場も、助成対象となります。
- ◆ 事業完了の期限は令和4年3月31日です。

お問い合わせ先

- ◆ 全国47都道府県にある「働き方改革推進支援センター」に、お気軽にお問い合わせください。
- ◆ 「働き方改革推進支援センター」の所在地及び電話番号は、インターネットでご確認ください。



申請先

- ◆ 助成金の申請窓口は、都道府県労働局です。事業場がある地域の労働局にお問い合わせください。
【担当部署】各労働局雇用環境・均等部（室）

働き方改革推進支援資金

- ◆ 日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。
詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。



【担当部署】各都道府県日本政策金融公庫

【参考：令和3年度の業務改善助成金について（予定）】

| コース区分 | 引き上げる労働者数 | 助成上限額 | 助成対象事業場 | 助成率 | | | | |
|--------|-----------|-------|---|--|---|---|---|---|
| 20円コース | 1人 | 20万円 | 以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下 | 【事業場内最低賃金900円未満】 4 / 5 生産性要件を満たした場合は 9 / 10 | | | | |
| | 2～3人 | 30万円 | | | | | | |
| | 4～6人 | 50万円 | | | | | | |
| | 7人以上 | 70万円 | | | | | | |
| 30円コース | 1人 | 30万円 | | | 以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下 | 【事業場内最低賃金900円以上】 3 / 4 生産性要件を満たした場合は 4 / 5 | | |
| | 2～3人 | 50万円 | | | | | | |
| | 4～6人 | 70万円 | | | | | | |
| | 7人以上 | 100万円 | | | | | | |
| 60円コース | 1人 | 60万円 | | | | | 以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下 | 【事業場内最低賃金900円以上】 3 / 4 生産性要件を満たした場合は 4 / 5 |
| | 2～3人 | 90万円 | | | | | | |
| | 4～6人 | 150万円 | | | | | | |
| | 7人以上 | 230万円 | | | | | | |
| 90円コース | 1人 | 90万円 | 以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下 | 【事業場内最低賃金900円以上】 3 / 4 生産性要件を満たした場合は 4 / 5 | | | | |
| | 2～3人 | 150万円 | | | | | | |
| | 4～6人 | 270万円 | | | | | | |
| | 7人以上 | 450万円 | | | | | | |

(※) 上記コースは、令和3年度予算の成立が前提のため、今後、変更される可能性がありますので、ご注意ください。

冬用タイヤ・タイヤチェーン装着のお願い

雪道の常識!!

装着の
お願い

冬用タイヤ・タイヤチェーン

- 雪道では、少々の雪でも冬用タイヤ・タイヤチェーンを装着せず運転するのは大変危険です。
- 鹿児島県内でも積雪・路面凍結などによる交通障害やスリップ事故が発生しています。
- 他の運転者への迷惑とならないよう、早めの冬用タイヤ・タイヤチェーンの準備・装着をお願いします。



国道10号霧島市
亀割峠での雪対応

積雪時の不要不急の
外出はひかえましょう



スタッドレス
スノータイヤ

全輪装着でOK!



タイヤ
チェーン

駆動輪装着でOK!



ノーマル
タイヤ

NG! 責任はあなたに



鹿児島県道路交通法施行細則第12条

(4) 積雪又は凍結して滑るおそれのある道路において、自動車(二輪のものを除く。)を運転するときは、タイヤ・チェーン又はスノータイヤを取り付ける等滑り止めの措置を講ずること。

国土交通省 鹿児島国道事務所
鹿児島県警察



お出かけ前に道路状況をチェック

道路情報配信中!

鹿児島県道路通行規制情報

鹿児島県では、県内の主要道路における通行止めなどの通行規制の状況や予定を地図上で閲覧できるサイト「鹿児島県道路通行規制情報」を公開しています。



上のQRコードまたは下記URLから

<https://www2.pref.kagoshima.jp/dourokisei/index>

鹿児島県国道事務所ライブカメラ

鹿児島県国道事務所ホームページでは、国道3号・10号・225号・226号の各所に設置したカメラの画像を公開しており、現在の道路状況を確認することができます。



上のQRコードまたは下記URLから

<http://www.qsr.mlit.go.jp/kakoku/>

スマホでQRコードをカメラで映すとページが開きます。
電話で交通規制状況を確認される際は、以下の窓口へお問い合わせください。

■道路交通の状況に関する情報

道路交通情報センター

全国共通 050-3369-6666

鹿児島情報 050-3369-6646 携帯短縮 #8011

■国道3・10・58・220・225・226号に関する情報 (県管理区間を除く)

鹿児島県国道事務所 099-216-3111

■高速道路に関する情報

NEXCO西日本

iHighway <http://ihighway.jp>

お客様センター 0120-924-863

■県管理国道・県道に関する情報

鹿児島県 099-286-3568

警察からのお願い

「前照灯(ハイビームが原則)」「早めの方向指示器」「反射材の着用」が動きを伝え、存在を知らせ、人の命を守る事に繋がります。

道路の異常・危険を見つけたらご一報下さい。

道路緊急ダイヤル

#9910

大型車の車輪脱落事故防止の徹底のお願い



大型車の車輪脱落事故 **0** へ

正しい作業が、防ぐ事故。

徹底しよう! 車輪脱落を防ぐ、4つのルール

お きまりのトルクで
きちんと 締め付けて

規定のトルクで確実な締め付けを

締め付け方式には、球面座で締め付けるJIS方式と平面座で締め付けるISO方式があります。「規定の締め付けトルク」で確実に締め付けます。

※ホイールナットの締め付け不足、締め忘れ防止のため、ナット締め付け作業時(終了後)、「規定の締め付けトルク」で確実に締め付けたことを確認するよう、お願いします。



ち ゃんと増し締め
交換後

50~100km走行後に、しっかり増し締めを

締め付け後は初期なじみによってホイールナットの締め付け力が低下。50~100km走行後を目安に、増し締めしてください。

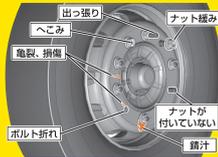
ねじの締め付け方向を確かめて締め付け。



な (ナット) っと見て ボルト触って
さあ出発!

一日一回の
日常点検を

運行前にホイールボルト、ナットを目で見てさわって点検してください。異常を発見したらすぐ整備工場へ。



い や待てよ? ボルトと
ナットは適正か?

ホイールに適合したボルト、ナットを

スチールホイール、アルミホイールの履き替えには、それぞれ適合するホイールボルト、ナットの使用が必要です。必ずご確認ください。

※JIS方式では、アルミホイール(スチール)用のホイールボルト、ナットで、スチールホイール(アルミ)は履けません! ISO方式では、スチールホイール用ホイールボルトで、アルミホイールは履けません!



! **左後輪に注意!**

車輪脱落の多くが、気がつきにくい「左後輪」で発生しています。左後輪の点検は重点的に行ってください。

! **ホイールやホイールボルトの錆に注意!**

ホイールやホイールボルト、ナットの著しい錆によると思われる車輪脱落が発生しています。著しい錆のあるホイールやホイールボルト、ナットは、交換してください。

詳しくは、
こちらから!



国土交通省 自動車点検整備推進協議会 大型車の車輪脱落事故防止対策に係る連絡会 日本自動車工業会(いすゞ自動車 日野自動車 三菱ふそうトラック・バス UDトラック) 全日本トラック協会 日本バス協会 全国自家用自動車協会 日本自動車整備振興会連合会 日本自動車販売協会連合会 全国タイヤ商工協同組合連合会 日本自動車タイヤ協会 全国石油商業組合連合会 日本自動車車体工業会 日本自動車輸入組合 日本自動車機械工具協会 日本自動車機械器具工業会 自動車用品小売業協会 日本自動車車体整備協同組合連合会



タイヤ交換などホイール脱着時の不適切な取り扱いによる 車輪脱落事故が発生しています!

タイヤ交換作業にあたっては、【車載の「取扱説明書」】や【本紙表面に記載の「車輪脱落を防ぐ4つのポイント」】、【下記の「その他、ホイールナット締め付け時の注意点」】などを参照の上、正しい取り扱い(交換作業)をお願いします。

※ホイールナットの締め付けは、必ず「規定の締め付けトルク」で行ってください。
※ホイール取付方法には、JIS方式とISO方式の2種類があります。それぞれ正しい取り扱い方法をご確認いただき、適切なタイヤ交換作業の実施をお願いします。

注意 ホイールナットの締め付け不足。アルミホイール、スチールホイールの取り扱いミス(誤組み付け、部品の誤組み)

その他、ホイールナット締め付け時の注意点

ホイールボルト、ナットの潤滑について

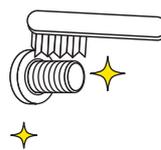


JIS方式 ホイールボルト、ナットのねじ部と座面部(球面座)に**エンジンオイル**など指定の潤滑剤を薄く塗布します。

ISO方式 ホイールボルト、ナットのねじ部と、ナットとワッシャーとのすき間に**エンジンオイル**など指定の潤滑剤を薄く塗布します。ナットの座面(ディスクホイールとの当たり面)には塗布しないでください。

※ホイールの固着防止のため、ハブのはめ合い部(インロー部)にグリースを薄く塗布します。

ディスクホイール、ハブ、ホイールボルト、ナットの清掃について



ディスクホイール取付面、ホイールナット当たり面、ハブ取付面(ISO方式では、ハブのはめ合い部も)、ホイールボルト、ナットの錆やゴミ、泥、追加塗装などを取り除きます。

ホイールナット締め付け時の注意点だよ!



③ ホイール締め付け方式

ホイールの締め付け方式には、球面座で締め付けるJIS方式と、平面座で締め付けるISO方式があります。また「排出ガス規制・ポスト新長期規制適合」大型車から、左右輪・右ねじとする「新・ISO方式」を採用しました。

| ホイール締め付け方式 | ISO方式(8穴、10穴) | JIS方式(6穴、8穴) |
|--------------------|--|---|
| ホイールサイズとボルト本数(PCD) | 19.5インチ: 8本(PCD275mm) 22.5インチ: 10本(PCD335mm) | 17.5(19.5の一部)インチ: 6本(PCD222.25mm) 19.5、22.5インチ: 8本(PCD285mm) |
| ボルトサイズ ねじの方向 | M22 左右輪: 右ねじ(新・ISO方式) 右輪: 右ねじ 左輪: 左ねじ(従来ISO方式) | 前輪 M24(または20) 後輪 M20、M30 右輪: 右ねじ 左輪: 左ねじ |
| ホイールナット 使用ソケット | 平面座(ワッシャー付き)・1種類 33mm(従来ISO方式の一部は32mm) | 球面座・6種類 41mm/21mm |
| ダブルタイヤ | 一つのナットで共締め | インナー、アウターナットそれぞれで締め付け |
| ホイールのセンターリング | ハブインロー | ホイール球面座 |
| アルミホイールの履き替え | ボルト交換 | ボルトおよびナット交換 |
| 後輪ダブルタイヤの締め付け構造 | | |

詳しい情報は、日本自動車工業会HPをご覧ください。

http://www.jama.or.jp/truck-bus/wheel_fall_off/

第68回鹿児島県下一周市郡対抗駅伝競走大会に伴う交通混雑

2月13日(土)～17日(水)の5日間にわたって、鹿児島県下一周市郡対抗駅伝競走大会が開催されます。

特に、国道3号線・国道10号線は混雑が予想されますので、注意してください。詳細につきましては、南日本新聞社ホームページを確認してください。



中継点通過予定時刻

| 第1日 (2月13日) |
|---------------|
| 発 鹿児島 9:00 |
| 1 坂之上 9:39 |
| 2 喜入瀬々串 10:05 |
| 3 生見 10:47 |
| 4 指宿 11:26 |
| 5 利永 11:58 |
| 6 西穎娃 12:35 |
| 7 松ヶ浦 13:09 |
| 8 枕崎 13:43 |
| 9 赤石鉾山 14:19 |
| 10 知覧 15:01 |
| 着 加世田 15:47 |

| 第2日 (14日) |
|-------------|
| 発 加世田 9:00 |
| 1 吹上 9:34 |
| 2 日置 10:09 |
| 3 伊集院 10:37 |
| 4 湯之元 11:12 |
| 5 串木野 11:40 |
| 6 川内 12:23 |
| 7 西方 13:12 |
| 8 阿久根 13:52 |
| 9 野田 14:30 |
| 着 出水 15:05 |

| 第3日 (15日) |
|--------------|
| 発 野田 9:00 |
| 1 阿久根田代 9:29 |
| 2 藤川 9:58 |
| 3 南瀬 10:38 |
| 4 宮之城 11:10 |
| 5 求名 11:48 |
| 6 西太良 12:24 |
| 7 大川 12:52 |
| 8 湯之尾 13:29 |
| 9 横川 14:06 |
| 10 牧園 14:38 |
| 着 日当山 15:24 |

| 第4日 (16日) |
|--------------|
| 発 国分 9:00 |
| 1 国分上之段 9:30 |
| 2 帯野 10:02 |
| 3 財部 10:34 |
| 4 末吉 11:05 |
| 5 大隅 11:32 |
| 6 伊崎田 12:09 |
| 7 志布志 12:36 |
| 8 大崎 13:11 |
| 9 高山 13:48 |
| 着 鹿屋 14:36 |

| 第5日 (17日) |
|--------------|
| 発 根占 8:30 |
| 1 神川 8:58 |
| 2 高須 9:27 |
| 3 垂水新城 10:03 |
| 4 垂水 10:34 |
| 5 牛根麓 11:13 |
| 6 牛根境 11:41 |
| 7 福山 12:08 |
| 8 国分西 12:36 |
| 9 加治木 13:10 |
| 10 竜ヶ水 13:54 |
| 着 鹿児島 14:20 |

は前回からの変更箇所

国土交通省認定NASVA安全マネジメントセミナー のお知らせ

独立行政法人自動車事故対策機構より、セミナーの案内がありましたのでお知らせします。

国土交通省認定セミナー開催のご案内

— 2021/3/16実施 — ◆ ガイドラインセミナー ◆



安全マネジメント体制の構築・運用の指針となる14項目のガイドラインについて具体例等を示しながら理解を深める内容となっています。

対象者：経営トップ、経営管理部門の方

◆ 内部監査セミナー ◆ — 2021/3/16実施 —

ガイドライン14項目の中において実施が求められている内部監査について、考え方や実施方法をケーススタディを交えて学習します。

対象者：内部監査担当、経営管理部門の方



— 2021/3/17実施 — ◆ リスク管理セミナー ◆



事故発生に潜む根本原因を多角的に分析する手法「なぜなぜ分析」について、グループワーク等体験を通じて学習します。

対象者：運行管理者等

受講料金：5,200円（税込み）

講義時間：各々約3時間 会場：KSC鴨池ビル4階

● お申込み：当機構HPまたはお問合せください ●

TEL：099-213-7250 （担当：寺田）

「標準的な運賃」 支部・部会における取組みについて 【R2.11.27理事会決定】

「標準的な運賃」は、ドライバーの労働条件を改善し、トラック運送事業が持続することを目的に告示されました。

コストに見合った適正な運賃・料金である「標準的な運賃」を収受するために、今後、国及びトラック業界全体で荷主に対して普及を図ることとしていますので、県ト協としても全会員の届出を目指すこととしました。

(1) 支部・部会において全会員の届出を目指す

届出時期

役員：令和2年度まで 会員：令和3年度まで

(2) 支部・部会の役員会において全会員の届出とそれに向けての取組みを決定する

(3) 支部・部会の定例会において会員への周知を図る

(4) 「標準的な運賃」に係る説明会を開催する

※適正化事業課指導員が説明を行います

「標準的な運賃」に係る相談に随時対応します
(公社) 鹿児島県トラック協会 適正化事業課
TEL：099－210－9498

「標準的な運賃」を届け出ましょう!!

トラック運送事業における適正な運賃・料金の収受に向け、国土交通省は「標準的な運賃」の告示を行いました。

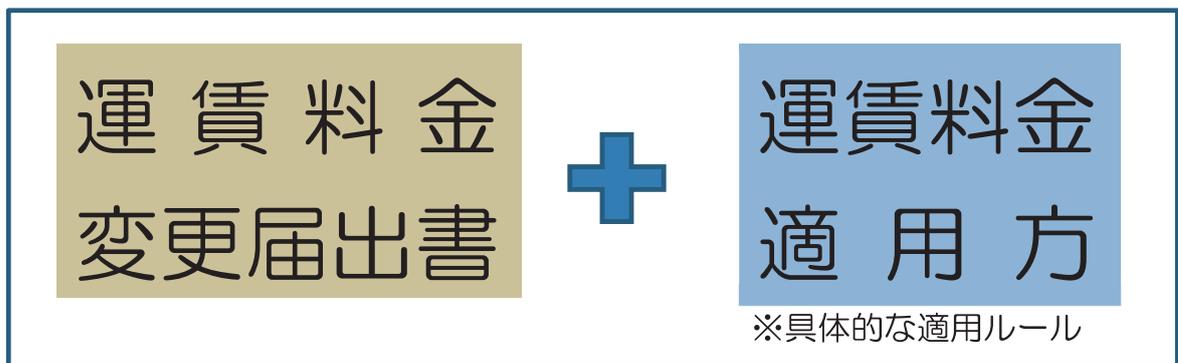
○標準的な運賃は、①ドライバーの労働条件を改善するとともに、②貨物自動車運送事業の健全な運営を確保し、その担う貨物流通の機能の維持向上を図ることを目的として、能率的な経営の下における適正な原価と適正な利潤を基準として、国土交通大臣が望ましい水準の運賃を示すものです。

○標準的な運賃は、適正な原価（変動費・固定費）に、適正な利潤を加えることにより算出し、割増料や諸謝金は、運賃とは別に収受することを想定しています。

「標準的な運賃」を活用するためには...

運賃・料金の変更届が必要!!

以下の2つの書類を作成し、提出します。



「標準的な運賃」については、
全ト協HPをご覧ください。

全ト協 標準的な運賃

検索



その他ご不明な点は、(公社)鹿児島県トラック協会 適正化事業課まで連絡してください。

(TEL 099 - 210 - 9498)

令和2年
4月

トラック輸送の 「標準的な運賃」 が定められました

国土交通省では、トラックドライバーの労働条件の改善・ドライバー不足の解消を図り、安定した輸送力を確保するため、トラック運送事業者が法令を遵守して**持続的に事業を行う際の参考となる標準的な運賃の告示**を行いました



トラック輸送の「標準的な運賃」に
ご理解・ご協力をお願いいたします



国土交通省
九州運輸局 鹿児島運輸支局



公益社団法人
鹿児島県トラック協会

平成30年12月

「貨物自動車運送事業法」が改正されました

経済活動・国民生活を支えるトラック運送業の健全な発達を図るため規制の適正化を図るほか、その業務について、令和6年度から時間外労働の限度時間（960時間）が設定される（＝働き方改革法施行）こと等を踏まえ、**その担い手である運転者を確保できず、重要な社会インフラである物流が滞ってしまうことのないよう、緊急に運転者の労働条件を改善**する必要があること等に鑑み、以下の措置が講じられました。

規制の適正化

事業者が遵守すべき事項の明確化

荷主対策の深度化

標準的な運賃の告示制度の導入

背景

- 原価を回収できる運賃（対価）の收受が必要
- 結果、法令遵守した、持続的な経営が困難

標準的な運賃の告示制度の導入

（令和2年4月24日告示）
法令を遵守して、持続的に事業を行う際の参考となる運賃の告示

国土交通省が告示した

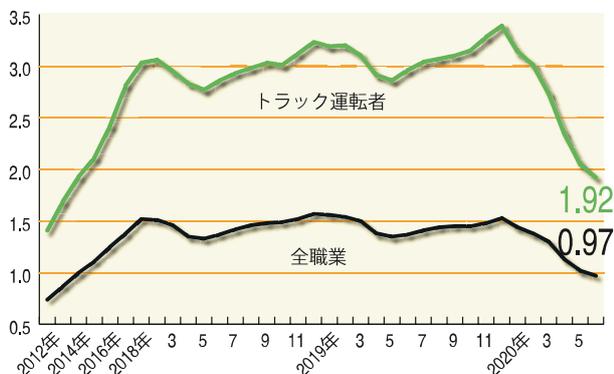
標準的な運賃は次のように設計されています。

| 運賃表の種類 | 距離制運賃 | 時間制運賃 | | |
|-----------|---|---|---|--|
| 地域 | 地方運輸局等のブロック（10ブロック）単位 | | | |
| 車型 | バン型の車両で設定 | | | |
| 車種 |  小型車（2tクラス） |  中型車（4tクラス） |  大型車（10tクラス） |  トレーラー（20tクラス） |
| 対象となる運送契約 | 車両を貸し切って貨物を運送する場合の契約を前提に設定 | | | |
| 元請・下請の関係 | 元請事業者の備車費用・管理料は含まず、実運送を行う場合に要する原価について計算 | | | |

データで見るトラック運転者

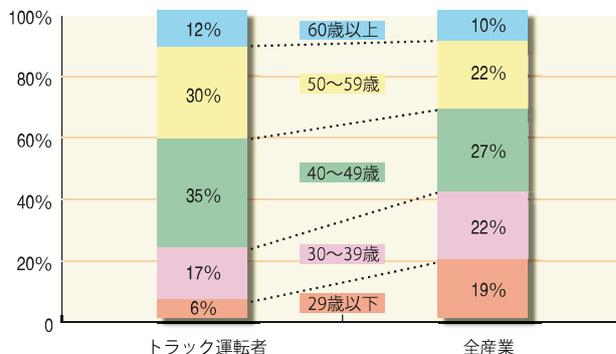
トラック運転者不足

有効求人倍率 全職業平均より約2.0倍高い



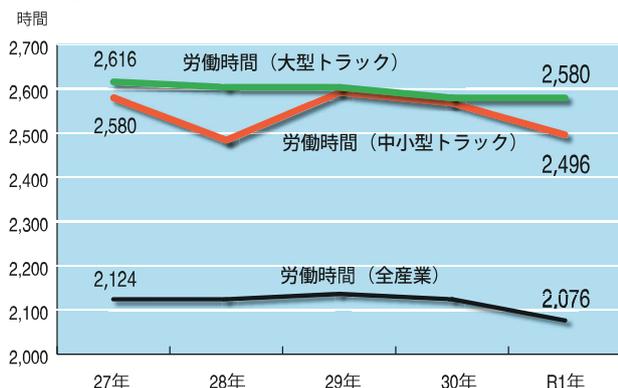
トラック運転者の高齢化

年齢構成 全産業平均より若年層の割合が低く、高齢層の割合が高い



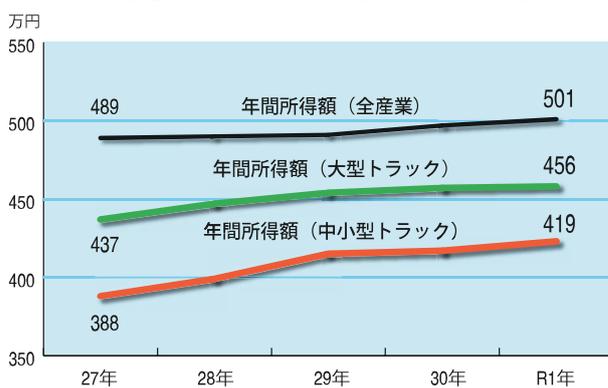
他産業と比べ長時間労働

年間労働時間 全産業平均より約2割長い



他産業と比べ低い賃金

年間所得額 全産業平均より約1割～2割低い



(出所) 「一般職業紹介状況」及び「賃金構造基本統計調査」(厚生労働省)「労働力調査」(総務省)

「標準的な運賃」

料金や実費

料金(待機時間料、積込・取卸料、附带業務料)や実費(高速道路利用料、フェリー利用料、燃料サーチャージ等)については**標準的な運賃には含まれていない**ため、別途収受することとされています。

運賃(運送の役務の対価)

+

料金(積込・取卸料、附带業務料)
実費(高速道路利用料、フェリー利用料等)

運賃、料金の適用ルール

運賃、料金、実費をどのようなルールで適用するか、割増や割引の適用方法等、告示内容を補完する事項を各トラック運送事業者が「**運賃料金適用方**」として定めます。

- 割増** 特殊車両、休日、深夜・早朝、品目別、特大品、悪路、冬期、地区割増
- 割引** 長期契約、往復割引
- その他** 割増・割引範囲の設定、個建、待機時間料、積込・取卸料、附带業務料、実費(有料道路、フェリー利用料等)

取引先毎に契約書・覚書により取引条件を規定

標準的な運賃の告示内容

〔令和 2 年国土交通省告示第 575 号 (令和 2 年 4 月 24 日)〕

I 距離制運賃表

九州運輸局

(単位：円)

| 車種別 キロ程 | 小型車 (2t クラス) | 中型車 (4t クラス) | 大型車 (10t クラス) | トレーラー (20t クラス) |
|--|-----------------|-----------------|------------------|--------------------|
| 10km | 12,370 | 14,370 | 18,430 | 23,040 |
| 20km | 13,890 | 16,160 | 20,870 | 26,230 |
| 30km | 15,410 | 17,960 | 23,320 | 29,410 |
| 40km | 16,930 | 19,750 | 25,760 | 32,600 |
| 50km | 18,460 | 21,550 | 28,210 | 35,790 |
| 60km | 19,980 | 23,340 | 30,650 | 38,980 |
| 70km | 21,500 | 25,130 | 33,090 | 42,160 |
| 80km | 23,020 | 26,930 | 35,540 | 45,350 |
| 90km | 24,540 | 28,720 | 37,980 | 48,540 |
| 100km | 26,070 | 30,520 | 40,430 | 51,720 |
| 110km | 27,580 | 32,280 | 42,790 | 54,800 |
| 120km | 29,100 | 34,050 | 45,160 | 57,880 |
| 130km | 30,620 | 35,820 | 47,520 | 60,960 |
| 140km | 32,140 | 37,580 | 49,890 | 64,030 |
| 150km | 33,660 | 39,350 | 52,260 | 67,110 |
| 160km | 35,180 | 41,120 | 54,620 | 70,190 |
| 170km | 36,700 | 42,880 | 56,990 | 73,260 |
| 180km | 38,210 | 44,650 | 59,360 | 76,340 |
| 190km | 39,730 | 46,410 | 61,720 | 79,420 |
| 200km | 41,250 | 48,180 | 64,090 | 82,500 |
| 200km を超えて 500km まで 20km を増すごとに 加算する金額 | 3,020 | 3,500 | 4,660 | 6,050 |
| 500km を超えて 50km を 増すごとに加算する金額 | 7,560 | 8,750 | 11,650 | 15,140 |

II 時間制運賃表

九州運輸局

(単位：円)

| 種別 | | 車種別 | 小型車 (2tクラス) | 中型車 (4tクラス) | 大型車 (10tクラス) | トレーラー (20tクラス) |
|-----|--|--------------------------------------|----------------|----------------|-----------------|-------------------|
| 基礎額 | 8時間制 | 基礎走行キロ 小型車は100km 小型車以外のもの130km | 30,890 | 36,980 | 48,060 | 60,680 |
| | 4時間制 | 基礎走行キロ 小型車は50km 小型車以外のもの60km | 18,530 | 22,190 | 28,840 | 36,410 |
| 加算額 | 基礎走行キロを超える場合は、10kmを増すごとに | | 280 | 340 | 510 | 710 |
| | 基礎作業時間を超える場合は、1時間を増すごとに(4時間制の場合であって、午前から午後にはわたる場合は、正午から起算した時間により加算額を計算する。) | | 2,840 | 2,980 | 3,190 | 3,770 |

III 運賃割増率

特殊車両割増 冷蔵車・冷凍車…………… 2割

休日割増 日曜祝祭日に運送した距離に限る…………… 2割

深夜・早朝割増 午後10時から午前5時までに運送した距離…………… 2割

IV 待機時間料

| 時間 | 車種別 | 小型車 (2tクラス) | 中型車 (4tクラス) | 大型車 (10tクラス) | トレーラー (20tクラス) |
|-----------------------------|-----|----------------|----------------|-----------------|-------------------|
| 30分を超える場合において30分までごとに発生する金額 | | 1,670円 | 1,750円 | 1,870円 | 2,220円 |

V 積込料、取卸料、附帯業務料

積込み、取卸しその他附帯業務を行った場合には、運賃とは別に料金として收受

VI 実費

有料道路利用料、フェリー利用料その他の費用が発生した場合には、運賃とは別に実費として收受

VII 燃料サーチャージ

別に定めるところにより收受

VIII その他

この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、別に定める。

国土交通省 適正取引相談窓口

「標準的な運賃」に係る内容について随時対応します
お気軽にご相談ください



国土交通省

九州運輸局 鹿児島運輸支局 (谷山港庁舎)

〒891-0131 鹿児島市谷山港2丁目4番1号

輸送・監査部門 TEL: 099-261-9192 (ガイダンス番号3)

FAX: 099-261-9169



公益社団法人

鹿児島県トラック協会

〒891-0131 鹿児島市谷山港2丁目4番15号

TEL: 099-261-1167

FAX: 099-261-1169

適正化事業課 TEL: 099-210-9498

FAX: 099-262-5500

標準的な運賃は、
以下のQRコードから
ご覧いただけます。



トラック 標準的な運賃で、検索して下さい。

トラック 標準的な運賃 検索

(公社)鹿児島県トラック協会長表彰の案内

下記基準を満たされる役員、運転者、従業員を是非推薦してください。

1. 表彰基準

役員

- 協会の会員並びに会員事業所の役員として 10 年以上その業務に精励し、当該事業の発展に寄与し、その功績が顕著な満 40 歳以上の者
- 協会の役員として 10 年以上その業務に精励して協会の発展に寄与し、その功績が顕著な満 45 歳以上の者

運転者・従業員

- 運転者にあつては、同一事業所にそれぞれ 10 年、20 年及び 30 年以上勤務し、その間勤務成績が優秀な者
- 従業員(運転者を除く)にあつては、同一事業所にそれぞれ 20 年及び 30 年以上勤務し、その間勤務成績が優秀な者 等

2. 期間の算定

3 月末日をもって計算する。

3. 提出書類

推薦書及び委任状(運転記録証明書交付手続き用)

※鹿児島県トラック協会ホームページの「お知らせ」もしくは「会員専用ページ」よりダウンロードください。又は県ト協まで連絡してください。

4. 提出期限

令和 3 年 3 月 24 日(水)

無事故事業所表彰のご案内

会員の皆様におかれましては、下記基準を満たされる事業所を是非推薦してください。

1. 表彰基準

- 毎年 11 月 1 日から 12 月 31 日までの 2 箇月間に、人身事故又はその他の事故(自動車事故報告規則に基づく事故)がないもの(※令和 2 年 11 月 1 日から 12 月 31 日)
- 毎年 4 月 1 日から申請の日までの間に、関係法令による行政処分(車両の使用停止、警告、勧告)及び指示(最高速度違反行為、放置行為、過積載運転、過労運転、飲酒運転、無免許運転)を受けていないもの(※令和 2 年 4 月 1 日から申請日)

2. 提出書類

- 推薦書(別紙様式 1)
- 運転経歴証明書の写し(表彰対象期間が含まれているもの)
※別紙様式 1 については、鹿児島県トラック協会ホームページの「お知らせ」もしくは「会員専用ページ」よりダウンロードください。又は県ト協まで連絡してください。

3. 提出期限

令和 3 年 4 月 7 日(水)

【問合せ・提出先】

公益社団法人鹿児島県トラック協会 総務企画課

〒891-0131 鹿児島市谷山港2-4-15 TEL:099-261-1167

「新型コロナウイルス感染予防対策助成事業」 の案内

標記の助成事業を下記内容に基づき実施しますので、お知らせします。

1 助成対象

感染防止対策物品

(マスク、消毒液、体温計、フェイスガード、使い捨てタイプ手袋、
飛沫飛散防止用アクリル板・透明ビニールカーテンなど)

2 助成対象期間

令和2年4月1日～令和3年2月末日まで

3 助成額 (1 会員あたり) ※台数は、被けん引車除く

- | | |
|-----------------|-------------|
| ① 20 台未満 | 上限 1 万 5 千円 |
| ② 20 台以上 50 台未満 | 上限 2 万円 |
| ③ 50 台以上 80 台未満 | 上限 2 万 5 千円 |
| ④ 80 台以上 | 上限 3 万円 |

4 助成申請

助成を希望される会員は、別紙「新型コロナウイルス感染予防対策
助成金交付申請書」を提出してください。

※申請書は鹿児島県トラック協会ホームページの「お知らせ」よりダウンロードください。

【問合せ及び提出先】

公益社団法人鹿児島県トラック協会 労働・環境課
TEL:099-261-1167

令和2年度助成事業の案内

鹿児島県トラック協会では、下記の助成事業に取り組んでいます。是非活用してください。
赤字は変更箇所です。
詳細については、鹿児島県トラック協会ホームページの「助成事業に関する規程」を確認されるか、労働・環境課又は経理課へ問合せください。

令和2年度【労働・安全対策事業】

令和2年4月1日時点

| 区分 | 助成項目 | 助成額 (単位:円) | R2予算額 (単位:千円) | 備 考 | | |
|-----------------|----------------------|---|---|--|---|---|
| 労働・安全対策事業 | 安全装置等導入促進助成金 | 全ト協助成対象機器 | 20,000 | * 1,500 | ・機器価格(税抜)の1/2(上限2万円) ・1事業者10台まで(*Gマーク認定事業者20台まで) ・側方視野確認支援装置 (車両総重量7.5トン以上の事業用トラックの左側に側方カメラを装着した場合に限る。) ・後方視野確認支援装置と側方視野確認支援装置両機能の一体型の対象機器 機器価格(税抜)の1/2(上限4万円) | |
| | | 上記以外の対象機器 (後方視野確認・側方視野確認支援装置) | 3,000 | 200 | ・1台あたり取得価格(税抜)の1/2(上限3千円) ・1事業者10台まで(*Gマーク認定事業者20台まで) | |
| | 衝突被害軽減ブレーキ装置導入促進助成金 | 全ト協助成対象(型式)機器 (*国の「事故防止対策支援推進事業(先進安全自動車(ASV)の導入に対する支援)」の衝突被害軽減ブレーキ装置と同一とする。) | 50,000 | 2,500 | ・事業用トラック(*総重量3.5トン以上、8トン未満)のみ対象 1事業者3台まで(*Gマーク認定事業者6台まで) ・1台あたり装置取得価格の1/2(上限5万円) *中小企業事業者に限る。 (資本金3億円以下、常時使用する従業員の数300人以下) | |
| | ドライブレコーダ機器導入促進助成金 | 全ト協選定機器 ・運行管理連携型 | 5,000 | 1,350 | ・1台あたり取得価格(税抜)の1/2(上限5千円) ・登録台数(除く:被けん引車)の30%まで *ただし、登録台数(除く:被けん引車)30台以下の事業者については、1事業者10台(上限)まで | |
| | | 全ト協選定機器 ・標準型 ・簡易型 | 3,000 | | | |
| | | 上記以外の機器 | 2,000 | | | |
| | アルコール検知器増強導入促進助成金 | | 15,000 | 300 | ・購入またはリース費用の1/2(税抜) ・1事業者上限1万5千円(*Gマーク認定事業者上限3万円) | |
| | 適性診断機器導入助成金 | | 30,000 | 50 | ・導入費用(税抜)の1/2 ・1事業者1セットまで・上限3万円(*Gマーク認定事業者上限6万円) | |
| | コボレンシート導入助成金 | | 20,000 | 200 | ・導入費用の1/2(税抜)(*ダンプのみ) ・1事業者上限2万円(*Gマーク認定事業者上限4万円) | |
| | 貨物自動車ドライバー等安全運転研修助成金 | 安全運転研修等 | (特別研修) 全ト協指定研修施設のみ (安全運転中央研修所、ONGA・MIYUKI等) | 各研修施設の受講料参照 | * 1,800 | ・受講料の7割助成 (残り3割及び交通費等は、各社負担) *ただし、Gマーク認定事業所は、全額助成(交通費等各社負担) |
| | | | ドライビングアカデミー ONGA(1泊2日) | 24,000 | 340 | ・受講料(49,500円)の一部助成(2万4千円) *ただし、Gマーク認定事業所は、3万4千円助成(交通費等は、各社負担) |
| | | | ドライビングアカデミー MIYUKI(1泊2日) | 20,000 | | ・受講料(4万円)の一部助成(2万円) *ただし、Gマーク認定事業所は、2万8千円助成(交通費等は、各社負担) |
| | | | 県ト協(指定)【半日】 マジオDS 空港DS | 10,000 | 1,134 | ・受講料(15,400円)の一部助成(1万円) *ただし、Gマーク認定事業所は、全額助成(交通費等は、各社負担) |
| | | 初任運転者等研修 | 県ト協(指定) マジオDS ドライビングアカデミー MIYUKI | 4,000 | 700 | ・受講料(1万円)の一部助成(4千円) *ただし、Gマーク認定事業所は、6千円助成(交通費等は、各社負担) |
| | 事故・違反運転者研修 | 県ト協(指定) マジオDS | 5,000 | 100 | ・受講料(34,600円)の一部助成(5千円) *ただし、Gマーク認定事業所は、1万円助成(交通費等は、各社負担) | |
| 運転免許取得助成金 | 大型免許 | 80,000 | 8,000 | ・会員が負担した免許取得費用(税抜)の1/2 *ただし、Gマーク認定事業者については、 大型免許 上限10万円 大型免許(限定解除含む。) 上限5万円 けん引免許 上限5万円 中型免許(限定解除含む。) 上限5万円 準中型免許 上限5万円 準中型免許(限定解除) 上限3万円 | | |
| | 大型免許 (限定解除含む。) | 40,000 | | | | |
| | けん引 | 40,000 | | | | |
| | 中型免許 (限定解除含む。) | 40,000 | | | | |
| | 準中型免許 | 40,000 | | | | |
| 準中型免許 (限定解除) | 25,000 | | ・1事業者2名まで *ただし、Gマーク認定事業者については、3人目から上記助成額の半額とし、1事業者5名(上限)までとする。 *ただし、高等学校の新卒者の準中型免許取得(普通免許を併せて取得する場合は、普通免許取得の費用を除く。)については、1事業者あたりの上限は設けない。 | | | |

■はGマーク取得事業者への優遇のある助成事業です。

令和2年度【労働・安全対策事業】

令和2年4月1日時点

| 区分 | 助成項目 | | 助成額 (単位:円) | R2予算額 (単位:千円) | 備 考 | |
|-------------------------------|--------------------|--|--------------------------|-------------------------|--|--|
| 労働・安全対策事業 | 突発性運転不能障害疾患予防対策助成金 | 健康診断助成金 (定期健康診断) | 定期健康診断 | 1,500 | 3,000 | <ul style="list-style-type: none"> ・登録台数(除く:被けん引車) 80台以上の場合 1事業者上限40名まで ・登録台数(除く:被けん引車) 50～79台の場合 1事業者上限30名まで ・登録台数(除く:被けん引車) 15～49台の場合 1事業者上限15名まで ＊ただし、登録台数(除く:被けん引車) 15台未満の場合は、登録台数(除く:被けん引)まで 【共通】 常時選任運転者1名あたり 上限1,500円(1人につき年度1回のみ) |
| | | 脳ドック・心臓ドック検査 てんかん検査 | 脳ドック・心臓ドック検査 てんかん検査 | 10,000 5,000 | 200 | <ul style="list-style-type: none"> ・1事業者2名まで ・1事業者2名まで |
| | | 睡眠時無呼吸症候群 スクリーニング検査等 助成金(精密検査含む) ※事前申請が必要です。 (精密除く。) | 一次・二次検査 | 5,000 | *1,500 | <ul style="list-style-type: none"> ・登録台数(除く:被けん引車) 80台以上の場合 1事業者40名まで(*Gマーク認定事業者50名まで) ・登録台数(除く:被けん引車) 40～79台の場合 1事業者30名まで(*Gマーク認定事業者40名まで) ・登録台数(除く:被けん引車) 20～39台の場合 1事業者20名まで(*Gマーク認定事業者30名まで) ＊ただし、登録台数(除く:被けん引車) 20台未満の場合は、登録台数(除く:被けん引)まで |
| | 精密検査 | 精密検査 | 10,000 | 50 | <ul style="list-style-type: none"> ・精密検査費用 上限1万円 ・1事業者2名まで(*Gマーク認定事業者4名まで) | |
| | | 血圧計導入促進 助成金 | 全ト協助成対象機器 全自動血圧計(業務用) | 50,000 | *1,000 | <ul style="list-style-type: none"> ・取得価格(税抜)の1/2 上限5万円 ・1事業者1台まで ＊中小企業事業者に限る。(資本金3億円以下、従業員300人以下) |
| | 適性診断受診助成金 | 一般診断 初任診断 適齢診断 | 一般診断 | 1,200 | 2,832 | <ul style="list-style-type: none"> ・2,400円の半額助成(1,200円) (上限:1事業者登録台数1.2倍まで) |
| | | | 初任診断 | 1,200 | 1,464 | <ul style="list-style-type: none"> ・4,800円の一部助成(1,200円) |
| | | | 適齢診断 | 1,200 | 252 | <ul style="list-style-type: none"> ・4,800円の一部助成(1,200円) |
| | 運転経歴証明書申請助成金 | 運転記録証明書 | 670 | 5,850 | 全額助成 1事業者登録車両数1.2倍まで | |
| | 運行管理者等一般講習受診助成金 | 一般講習 | 3,200 | 4,160 | 全額助成 | |
| セーフティ・チャレンジ交通 安全コンテスト参加助成金 | 参加費 | 1,650 | 660 | 1チームあたり参加費の一部助成(1,650円) | | |
| 合計(労働・安全対策事業) | | | | 39,142 | | |

令和2年度【環境・エネルギー対策事業】

令和2年4月1日時点

| | | | | | | |
|---------------------|-----------------------------|--|---|---|---|--|
| 環境・エネルギー対策事業 | 環境対応車導入促進助成金 ※事前申請が必要です。 | 天然ガス車 | 2トン 222,000 4トン 559,000 | * | 386 | <ul style="list-style-type: none"> ・全体(CNG・ハイブリッド)を通して1事業者1台まで (*Gマーク認定事業者2台まで) 2トン 222,000円(*令和2年度助成額) 4トン 559,000円(*令和2年度助成額) ＊国の定める価格差によって変更になる場合があります。 |
| | | ハイブリッド車 | 2トン 193,000 4トン 431,000 | | | <ul style="list-style-type: none"> ・全体(CNG・ハイブリッド)を通して1事業者1台まで (*Gマーク認定事業者2台まで) 2トン 193,000円(*令和2年度助成額) 4トン 431,000円(//) ＊国の定める価格差によって変更になる場合があります。 |
| | EMS用機器導入促進助成金 | 全ト協選定機器 | 10,000 | 500 | 1事業者5台まで (*Gマーク認定事業者10台まで) | |
| | アイドリングストップ支援 機器導入助成金 | (全ト協助成対象機器) エアヒーター・車載バッ テリー式冷房装置 | 60,000 | *120 | <ul style="list-style-type: none"> ・機器取得価格(税抜)の1/2 (上限6万円) ・1事業者1台まで (*Gマーク認定事業者2台まで) | |
| | | (県ト協) 蓄冷クーラー | 20,000 | 200 | <ul style="list-style-type: none"> ・購入費用(税抜)の1/2 (上限2万) ・1事業者2台まで | |
| | (県ト協) 蓄熱マット(ベット) 電気毛布 | 5,000 | <ul style="list-style-type: none"> 購入費用(税抜)の1/2 (上限5千円) (マット・毛布)を含めて枚(台)数は登録台数(除く:被けん引)の30%以内 ※ただし、1事業者10枚まで | | | |
| | エコタイヤ導入促進助成金 | | 1,000 | 1,000 | <ul style="list-style-type: none"> ・1本あたり1,000円 ・1事業者50本まで | |
| グリーン経営認証制度 促進助成金 | 新規認証 更新認証 | 30,000 20,000 | 400 | <ul style="list-style-type: none"> ・新規認証及び更新認証あわせて 1事業者の申請は、1回のみとする。 | | |
| 合計(環境・エネルギー対策事業) | | | | 2,606 | | |

令和2年度【経営・近代化促進事業】

令和3年1月1日時点

| | | | | | |
|----------------|---------------------------------|-------------------|-----------|-------|---|
| 経営・近代化促進事業 | (*全ト協) 自家用燃料供給施設 整備支援助成事業 | 新設 | 1,000,000 | 2,000 | 公募終了 |
| | 増設 | 300,000 | *300 | | |
| | 中小企業大学校講座 受講促進助成金 | 中小企業大学校の 定めた研修 | — | 398 | <ul style="list-style-type: none"> 短期講座:受講料の2/3 長期講座:受講料の1/3(全ト協分のみ) ※web研修含む web研修…中小企業大学校のインターネットを活用した研修 ■ただし、国、自治体、他団体から受講料の1/3以上の助成を受けた場合、全ト協分のみ(1/3)助成する。 |
| | 信用保証料助成金 | 信用保証協会 保証料 | — | 200 | 1事業者保証料1/2(上限10万) |
| 合計(経営・近代化促進事業) | | | | 2,898 | |

令和2年度 助成金制度の締め切りが迫りました

令和2年度各種助成金（運転免許取得助成金・信用保証料助成金除く）が **2月26日（金）** をもって受付終了となります。まだ請求書（報告書）を提出されていない会員事業者は、早めに提出してください。

なお、申請期間内でも予算に達すると締め切る場合がありますので、予めご了承ください。

※ 運転免許取得助成金・信用保証料助成金の締切は、令和3年3月末まで。

適性診断（初任・一般・適齢）及び運転記録証明

助成対象：2月26日受診・申請分まで

助成対象外：3月中の受診・申請分

3月1日～3月31日の適性診断（初任・一般・適齢）及び運転記録証明の受診・申請分は、各社負担となりますので、注意してください。

不明な点につきましては、労働・環境課まで問合せください。

【問合せ】

公益社団法人鹿児島県トラック協会 労働・環境課
TEL:099-261-1167
FAX:099-261-3113



助成事業に係る対象機器追加・変更等のお知らせ

県ト協及び全ト協では各種助成事業を実施しておりますが、下記助成事業に係る全ト協対象機器について、機種を追加等がありましたのでお知らせします。

なお、同一事業において国の補助金が交付される場合、県ト協・全ト協は助成金を交付しません。

【安全装置等導入促進助成事業】

◆後方視野確認支援装置

・ 1社2機種 追加

◆側方視野確認支援装置

・ 1社1機種 追加

【EMS用機器導入促進助成事業】

・ 1社1機種 追加

【ドライブレコーダー機器導入促進助成事業】

・ 1社1機種 追加

※対象機器の型式一覧は、県ト協ホームページで確認してください。

入退会紹介

入会

| 入会年月日 | 事業種別 | 事業者名 | 代表者名 | 所属支部 | 保有車両 | |
|------------|------|---------|-------|--------|------|----|
| 令和2年12月28日 | 一般 | 株式会社 光祐 | 福元 剛史 | 薩摩中央支部 | 普通車 | 3両 |
| | | | | | 小型車 | 2両 |

※ (株)福山興業からの譲渡譲受により会員資格引継ぎ

Gマーク取得対策について

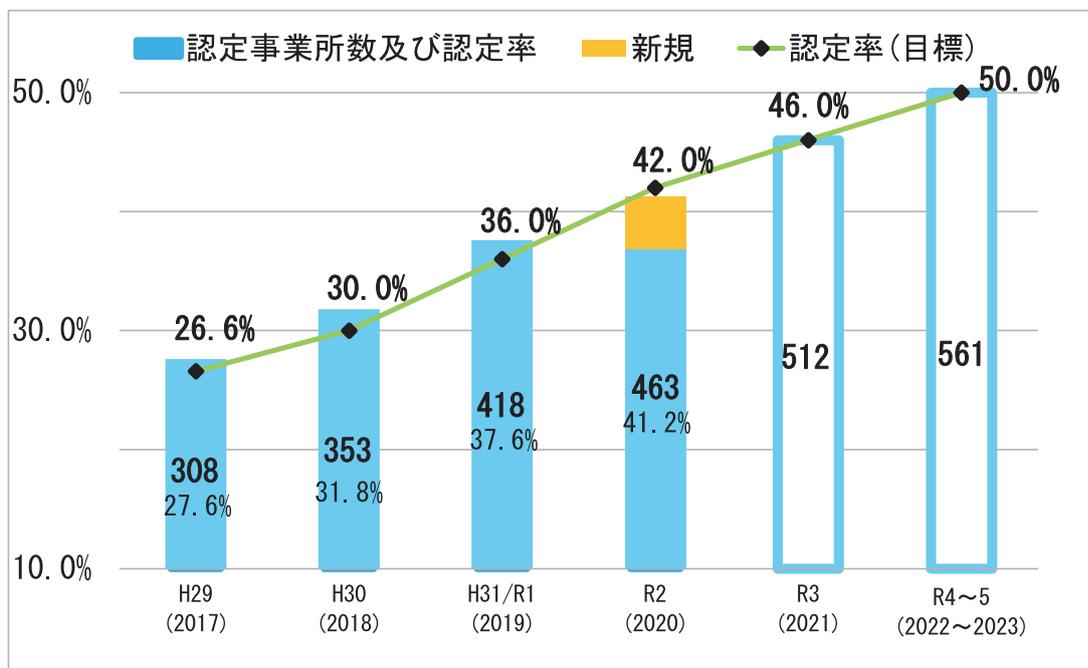
令和2年（2020）12月現在、当県におけるGマーク取得事業所数は463事業所であり、5両未満を除く認定率は、41.2%です。（全国の認定率38.2%）

令和3年度（2021）から令和5年度にかけて、早期に認定率50%を目指します。

このため支部・部会が主体的に目的意識を持って、具体的な取組みを行う必要があります。説明会では、取得に必要なノウハウを具体的に説明しますので参加ください。

引き続きGマーク取得率アップを努力目標に掲げ、積極的に取り組んでいきましょう。

1. 令和5年度までに認定率50%を目指します。



※令和2年（2020）12月現在事業所数1,430（5両以上1,125）

2. 下記の事業者については、目標年度を設定して取得に努めることとしました。

- ① 協会本部役員の実業所 [達成]
- ② 支部及び部会役員の実業所 [令和4年度（2022）まで]
- ③ 車両数50両以上の実業所 [令和4年度（2022）まで]
- ④ 支部取得率 平成30年度（2018）比20%アップ [令和3年度（2021）まで]
目標達成支部 令和2年度（2020）比10%アップ [令和3年度（2021）まで]
- ⑤ 部会取得目標
取得率70%未満 令和元年度（2019）比20%アップ [令和3年度（2021）まで]
取得率70%以上 100%取得 [令和3年度（2021）まで]

安全性優良事業所申請及び認定状況(鹿児島県)

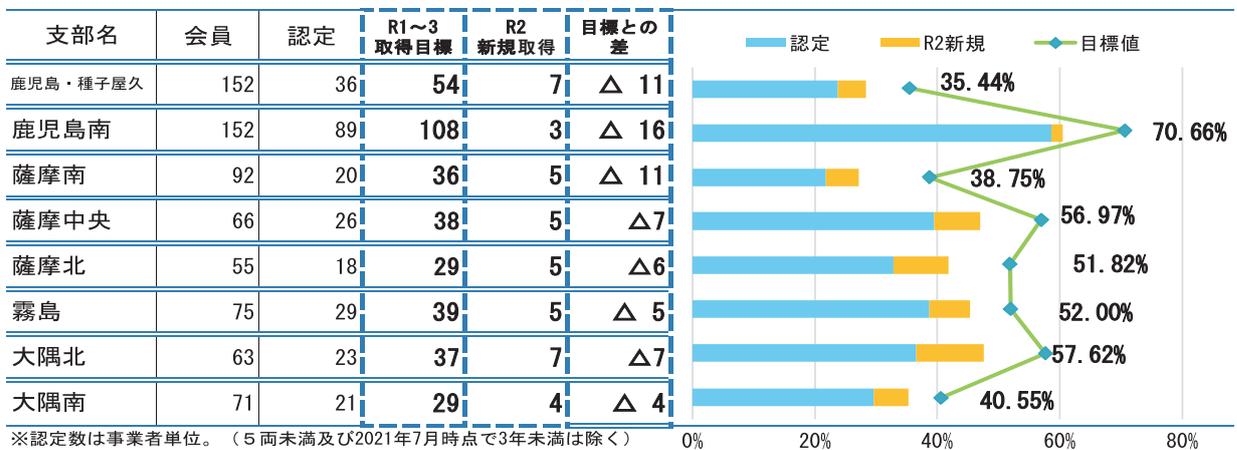
| 年度 | | 新規 | 初更 | 2更 | 3更 | 4更 | 5更 | 合計 | 総認定 | 認定率 | |
|-----|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-------|-------|
| | | | | | | | | | | 全体 | 5両以上 |
| H30 | 申請 | 49 | 23 | 12 | 12 | 16 | | 112 | 353 | 24.6% | 31.8% |
| | 認定 | 49 | 23 | 12 | 12 | 16 | | 112 | | | |
| R1 | 申請 | 74 | 46 | 13 | 21 | 8 | 17 | 179 | 418 | 29.3% | 37.6% |
| | 認定 | 73 | 46 | 13 | 20 | 8 | 17 | 177 | | | |
| R2 | 申請 | 49 | 49 | 25 | 12 | 9 | 44 | 188 | 463 | 32.4% | 41.2% |
| | 認定 | 49 | 49 | 24 | 12 | 9 | 44 | 187 | | | |

※令和2年12月現在 事業所数 1,430
5両以上 1,125

支部・部会 認定状況[R2(2020).7現在]

支部認定状況 目標：H30年度(2018)比20%アップ(R3まで)

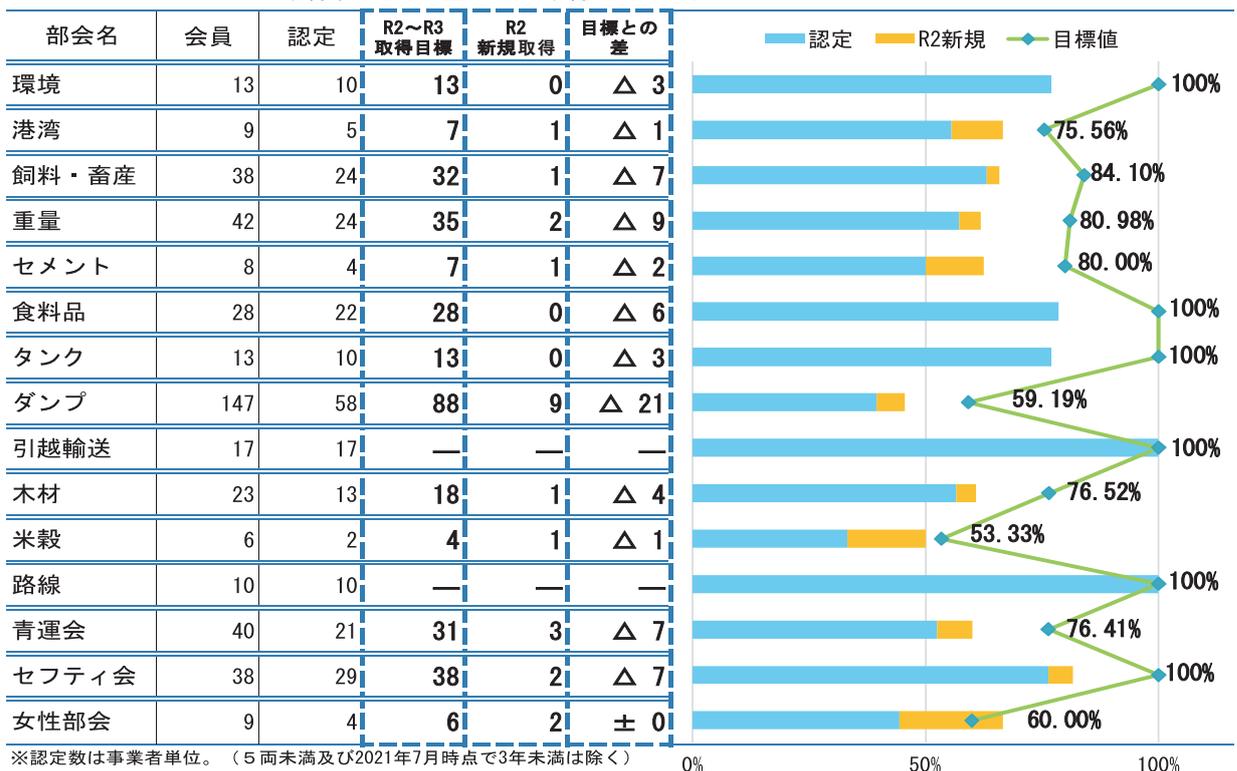
目標達成支部 令和2年度(2020)比10%アップ(R3まで)



※認定数は事業者単位。(5両未満及び2021年7月時点で3年未満は除く)

部会認定状況 目標：取得率70%未満 R1年度(2019)比20%アップ(R3まで)

取得率70%以上 100%取得(R3まで)



※認定数は事業者単位。(5両未満及び2021年7月時点で3年未満は除く)

3. Gマーク取得率アップと安全意識の向上を目的とした説明会及び研修会を開催します。

① 安全性評価事業説明会

令和3年度（2021）申請に向けた説明会及び次年度申請に向けた説明会を地区毎に開催します。

② 随時説明会・個別相談

支部会、部会からの要請にお応えし実施します。お気軽にお知らせください。また取得希望事業者への個別相談に対応します。

③ 加点対象となる外部研修会（安全性取組の積極性5）

毎月発行するトラック情報において案内します。

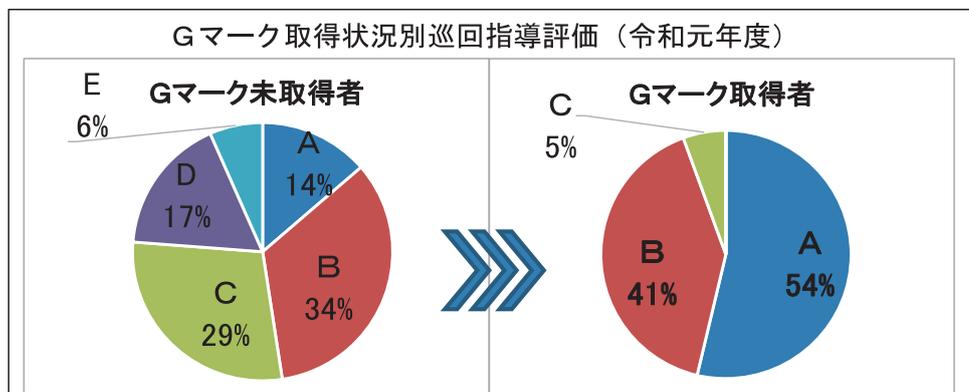
| 安全性評価事業説明会 | |
|--------------------------|---|
| R3申請対象 | 支部会、部会からの要請にお応えし説明会を実施しますのでお気軽にお知らせください |
| 加点対象となる外部研修会（安全性取組の積極性5） | |
| R3申請対象 | 日程等決まり次第毎月発行するトラック情報において案内します |

4. Gマークの取得推進について

（H30.10.30 適正化事業対策委員会発議 H30.11.30 理事会承認）

1. 支部会員・部会員の、Gマーク取得への取組みを積極的に進める
2. 支部・部会の役員の全員が、令和元年度（2019）から令和2年度（2020）までに取得する
3. トラック協会事務局としても、引き続き支部及び部会のGマーク取得については、積極的に支援する

※ 以上について、各支部・部会において取り組むこととしました。



Gマーク取得事業者の巡回指導評価は、未取得事業者と比較してA・B評価がほとんどを占めています。

Gマークを取得することによって、安全で適正な事業運営が図られます。

安全への取組みを見える化！ Gマークを取得しましょう！

- 国土交通省が推進する「安全性優良事業所」の認定制度です。
- Gマーク事業所の事故割合は未取得事業所に比べて半分以上です。
- 安全性の高いトラック運送事業者を選ぶための目安になります。

安全性優良事業所に係るインセンティブ付与

| | | |
|-----------|------------------|---|
| 国土交通省 | 違反点数の消去 | 通常、3年間となっている違反点数の付与期間について、違反点数と後2年間違反点数の付与がない場合、当該違反点数が消去されます。 |
| | IT点呼の導入 | 対面点呼に代えて、国土交通大臣が定める設置型又は携帯型のカメラを有する機器による営業所間等での点呼が可能となります。 |
| | 点呼の優遇 | 2地点間を定時で運行する形態の場合の他営業所における点呼、同一敷地内に所在するグループ企業間における点呼が承認されます。 |
| | 補助条件の緩和 | CNGトラック等に対する補助について、新車のみの導入に係る最低台数要件が1台に緩和（通常3台）されます。 |
| | 安全性優良事業所表彰 | 安全性優良事業所のうち、連続して10年以上取得しているなど、さらに一定の高いレベルにある事業所が表彰されます。 |
| | 基準緩和自動車の有効期間の延長 | 基準緩和自動車が適切に運行されている場合、緩和の継続認定において、有効期間が最長4年間まで延長（通常2年間）されます。 |
| | 特殊車両通行許可の有効期間の延長 | 特殊車両の通行許可について、一定の要件を満たす優良事業所の車両の場合、許可の有効期間が最長4年間まで延長（通常最長2年間）されます。 |
| 全日本トラック協会 | 助成の優遇 | 都道府県トラック協会の会員事業者に対する助成事業について、予算の範囲内で次の優遇措置が受けられます。 ①ドライバー等安全教育訓練促進助成制度 特別研修への受講料助成金の増額（通常7割⇒全額助成） ②安全装置等導入促進助成事業 IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器への1台につき、2分の1、上限2万円の助成 ③経営診断受診促進助成事業 ・経営診断助成金の増額（通常8万円⇒10万円） ・経営改善相談助成金の増額（通常2万円⇒3万円） |
| 損保会社 | 保険料の割引 | 損害保険会社の一部企業では、運送保険等において独自の保険料割引を適用しています。 |

Gマーク認定事業所のみなさん 認定ステッカーを正しく使用できていますか？

＼Gマークステッカーの使用について寄せられる声／

有効期限が過ぎたステッカーが貼られていた！

白ナンバーの自家用トラックにGマークステッカーが貼られていた！

有効期限が切り取られたステッカーが貼られていた！

適切ではない使用例

有効期限が過ぎたステッカーの貼付



※ 2020年1月以降に貼付されている場合

有効期限を切り取ったステッカーの貼付



車両を売却する際には「Gマーク」ステッカーを剥がしていただく等、Gマーク認定事業所が正しく認知されるようにして下さい。

適切ではない「Gマーク」ステッカーの貼付は不正使用となり、是正されない場合は認定を取り消します。

Gマーク制度の信頼性を維持するためにも、車両に貼付される「Gマーク」ステッカーの適切な使用をお願いします。

令和2年度ラッピングトラック事業者

安全性優良事業所認定制度（Gマーク制度）の荷主や地域社会への更なる認知度アップとトラック運送業界のイメージアップを図るため、安全性優良事業所（Gマーク事業所）の協力を得て、平成24年度より、Gマークのデザインを施したラッピングトラックを走行させています。令和2年度も3支部にご協力いただき、実施しました。

●安全産業 株式会社（鹿児島南支部）



●株式会社 山下運輸（薩摩中央支部）

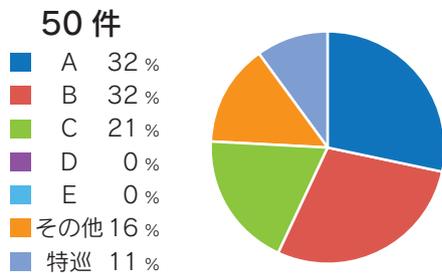


●福澤運送 株式会社（大隅南支部）

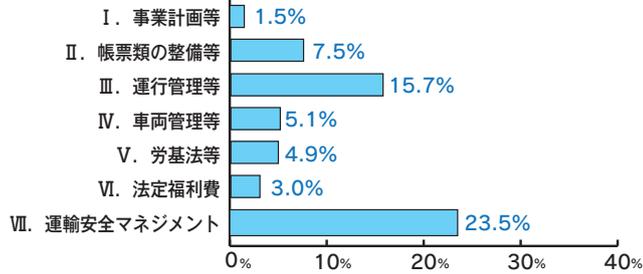


令和2年12月 巡回指導結果

巡回指導評価別結果



指導区分別(否)比率



巡回指導結果では、A評価（適の割合：90%以上）が32%、B評価（適の割合：80%以上）が32%、でした。指導評価区分では「**VII. 運輸安全マネジメント**」が**23.5%**、「**III. 運行管理等**」が**15.7%**の指摘率でした。

否の割合の高い指導項目は、

運輸安全マネジメント・・・「**安全に関する方針が未設定**」等

運行管理等・・・「**拘束時間 16 時間超過**」「**高齢運転者全て教育未実施**」「**初任診断全て未受診**」等

改善基準告示（トラック運転者関係）の概要

自動車運転者の労働時間等の労働条件については、労働大臣告示である「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（略称「改善基準告示」）があります。日々の運行では、これを遵守することが必要です。改善基準告示等の概要は、以下のとおりです。

| 項目 | 改善基準告示等の概要 |
|--------------|---|
| 拘束時間 | 1 カ月 293 時間 1 日 原則 13 時間 最大 16 時間（15 時間超えは 1 週 2 回以内） 労使協定があるときは、1 年のうち 6 カ月までは、1 年間についての拘束時間が 3,516 時間を超えない範囲において 321 時間まで延長可 |
| 休息期間 | 継続 8 時間以上 トラックドライバーの住所地での休息期間が、それ以外の場所での休息期間より長くなるよう努めること。 |
| 拘束時間・休息期間の特例 | 休息期間の特例 業務の必要上やむを得ない場合に限り、当分の間 1 回 4 時間以上の分割休息で合計 10 時間以上でも可（一定期間における全勤務回数の 1/2 が限度）。 |
| | 2 人乗務の特例 1 日 20 時間以内 同時に 1 台の自動車に 2 人以上乗務（ただし、車両に身体を伸ばして休息することができる設備がある場合に限る。）の場合、最大拘束時間は 1 日 20 時間まで延長でき、休息期間は 4 時間まで短縮できる。 |
| | 隔日勤務の特例 2 暦日 21 時間以内（拘束時間） 2 週間で 3 回までは 24 時間が可能（夜間 4 時間以上の仮眠が必要）。 ただし、2 週間で総拘束時間は 126 時間まで。 勤務終了後、継続 20 時間以上の休息期間が必要。 |
| | フェリーに乗船する場合の特例 フェリー乗船時間については原則として休息期間として取り扱い、勤務終了後の休息期間から減算可。減算後の休息期間は、フェリー下船から勤務終了時までの 1/2 を下回ってはならない。 |
| 運転時間 | 2 日平均で 1 日当たり 9 時間以内 2 週平均で 1 週間当たり 44 時間以内 |
| 連続運転時間 | 4 時間以内 （運転の中断には、1 回連続 10 分以上、かつ、合計 30 分以上の休憩等が必要） |
| 時間外労働 | 改善基準告示の範囲内で 1 日、2 週間、1 カ月以上 3 カ月以内、1 年の上限時間を労使協定で締結。 |
| 休日労働 | 2 週間に 1 回以内、かつ、1 カ月の拘束時間及び最大拘束時間の範囲内。 労働時間の取り扱い 労働時間は拘束時間から休憩時間（仮眠時間を含む）を差し引いたもの。 |
| 休日の取り扱い | 休日は休息期間に 24 時間を加算した時間。 いかなる場合であっても 30 時間を下回ってはならない。 |
| 適用除外 | 緊急輸送・危険物輸送等の業務については厚生労働省労働基準局長の定めにより適用除外。 |

その他不明な点等ありましたら、トラック協会適正化事業課まで気軽に連絡してください。

（公社）鹿児島県トラック協会 適正化事業課：TEL099-210-9498

支部・部会だより

支部・部会開催状況

支部

| 月日 | 行事名 | 場所 |
|----------|----------------------|----------------------|
| 1月12日(火) | 第4回鹿児島・種子屋久支部役員会 | 鹿児島サンロイヤルホテル(鹿児島市) |
| 1月15日(金) | 第5回薩摩北支部役員会 | 出水運輸センター(株)(出水市) |
| 1月15日(金) | 第4回大隅北支部役員会 | しゃぶしゃぶ赤坂(曾於市) |
| 1月17日(日) | 第5回鹿児島・種子屋久支部役員会 | 屋久島いわさきホテル(屋久島町) |
| 1月20日(水) | トラック協会日置支部役員会 | 鹿児島県トラック研修センター(鹿児島市) |
| 1月22日(金) | 第2回薩摩南支部定例会・労働安全セミナー | 鹿児島県トラック研修センター(鹿児島市) |
| 1月27日(水) | 鹿児島県トラック輸送鹿児島南栄会役員会 | 鹿児島県トラック研修センター(鹿児島市) |

部会

| 月日 | 行事名 | 場所 |
|----------|------------------------------|----------------------|
| 1月18日(月) | 全ト協第4回セメント部会ワーキンググループ(WEB会議) | 鹿児島県トラック研修センター(鹿児島市) |
| 1月20日(水) | 第2回セメント部会定例会 | 溝辺カントリークラブ(霧島市) |

会員の声

第2回薩摩南支部定例会・労働安全セミナー

交通事故防止や標準的な運賃の告示制度について講話があり、大変勉強になりました。事故防止については、改めて気を引き締めたいと思います。

第2回薩摩南支部定例会・労働安全セミナー



過積載違反状況

令和2年12月分
資料:鹿児島県警察本部

【積載物・違反取締状況】

| | 営業用 | | 自家用 | | 営業用 | | 営業用 合計 | 自家用 合計 | 営/自 合計 |
|----------|------|------------|------------|-------|-------|---|-----------|-----------|-----------|
| | 5割未満 | 5割以上 10割未満 | 5割以上 10割未満 | 10割以上 | 10割以上 | | | | |
| その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | |
| 産業廃棄物 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | |
| 機械類 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | |
| コンクリート製品 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | |
| 砂 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | |
| 砂利 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | |
| 合計 | 0 | 3 | 0 | 5 | 0 | 1 | 0 | 9 | 9 |

5割未満の違反が3件、5割以上10割未満の違反が5件、10割以上の違反が1件ありました。
現場応急措置は0件、通行指示書の交付は9件でした。

※現場応急措置とは、違反現場において積み荷の取り降ろしをさせた場合
※通行指示書交付とは、違反現場から目的地までの通行方法について指示をした場合

過積載取締り状況(件数)

| 年 | 月 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 累計 |
|-----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|----|
| H31 | | 4 | 0 | 0 | 3 | 2 | 0 | 1 | 1 | 6 | 8 | 11 | 6 | 42 |
| R2 | | 1 | 1 | 2 | 8 | 9 | 5 | 5 | 2 | 5 | 14 | 2 | 9 | 63 |

【積載物・違反取締状況 (R2.1 ~ R2.12)】

| | 営業用 | | 自家用 | | 営業用 | | 営業用 合計 | 自家用 合計 | 営/自 合計 |
|----------|------|------------|------------|-------|-------|---|-----------|-----------|-----------|
| | 5割未満 | 5割以上 10割未満 | 5割以上 10割未満 | 10割以上 | 10割以上 | | | | |
| その他 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 8 | 9 | |
| 産業廃棄物 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | |
| 機械類 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 3 | |
| コンクリート製品 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 4 | |
| 木材 | 1 | 2 | 1 | 0 | 0 | 3 | 4 | 7 | |
| 砕石 | 0 | 1 | 4 | 0 | 0 | 1 | 9 | 10 | |
| 残土 | 0 | 0 | 5 | 0 | 0 | 0 | 11 | 11 | |
| 砂 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 6 | 6 | |
| 砂利 | 0 | 0 | 7 | 0 | 0 | 0 | 12 | 12 | |
| 合計 | 2 | 3 | 22 | 0 | 3 | 5 | 58 | 63 | |

苦情等 (令和2年12月)

- 3車線道路の最右車線をいつも走るトラックがあり、渋滞の原因となっている。
- 営業用ナンバーの車両が個人宅に駐車してある。車両持帰りではないか。

※車両後方の最大積載量の記載がないとの苦情が増えております。確認をお願いします。

鹿児島県内における交通事故の発生状況

1 令和2年中の交通事故発生状況



県内の交通事故状況

| | 発生件数 | 死者数 | 傷者数 |
|------|-------|-----|-------|
| 令和2年 | 4,070 | 53 | 4,678 |
| 令和元年 | 4,771 | 61 | 5,532 |
| 増減 | -701 | -8 | -854 |

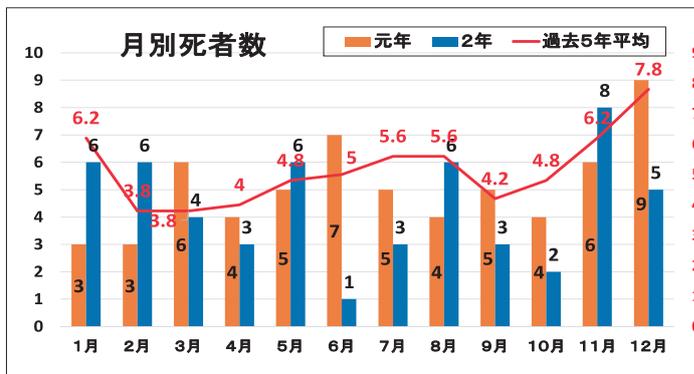
※発生件数、死者数、傷者数とも前年より減少
 ※高齢死者数が18年連続で過半数を超えている

営業用貨物自動車の交通事故状況

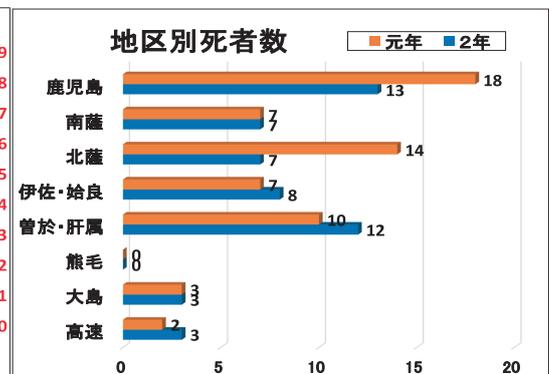
| | 発生件数 | 死者数 | 傷者数 |
|------|------|-----|-----|
| 令和2年 | 90 | 4 | 106 |
| 令和元年 | 97 | 6 | 117 |
| 増減 | -7 | -2 | -11 |

※発生件数、死者数、傷者数とも前年より減少

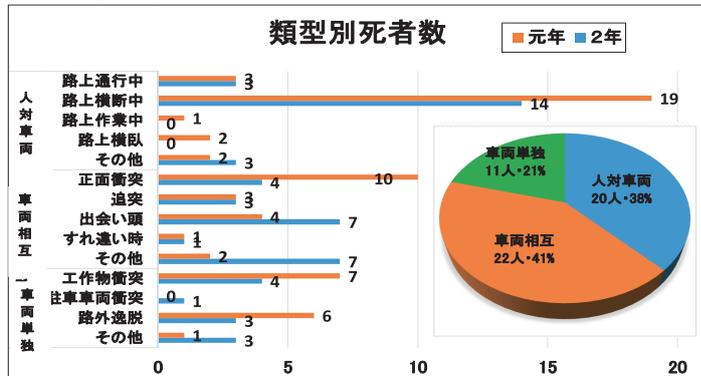
2 交通死亡事故の分析結果



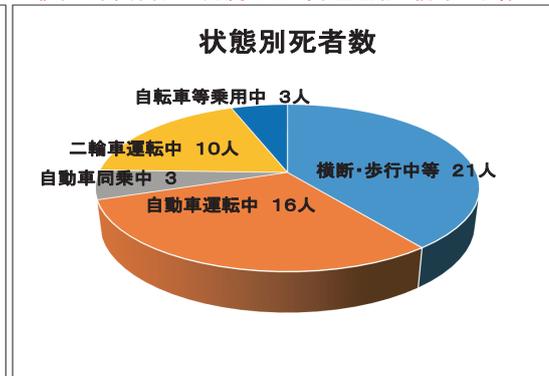
※ 月別では11月が8人で最多、次いで1月、2月、5月、8月が6人ずつとなっている



※ 地区別では鹿児島地区が13人で最多
 ※ 伊佐・姶良、曾於・肝属地区と高速道路が前年より増加

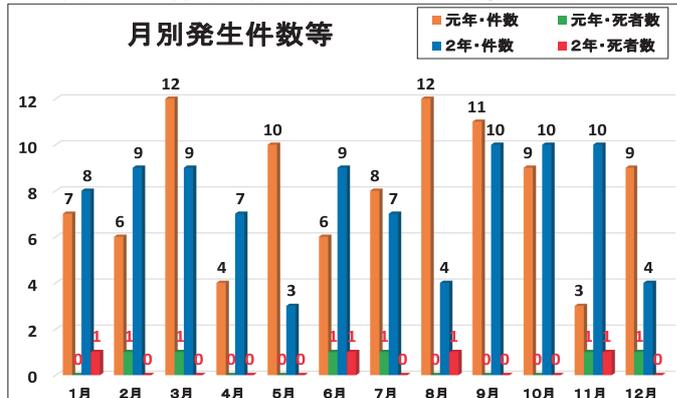


※ 人対車両と車両相互がほぼ同数で、全体の80%を占めている

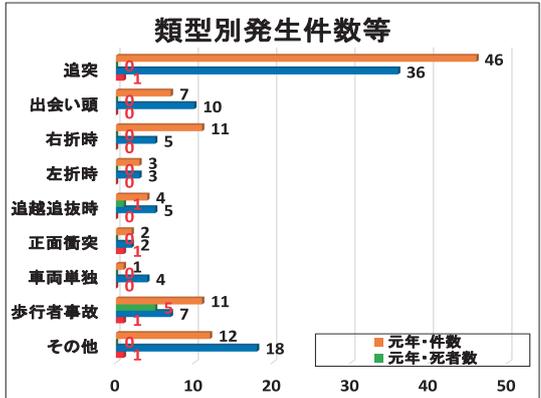


※ 横断・歩行中等死者が21人で全体の40%

3 営業用貨物自動車事故の分析結果



※ 4月と11月の発生件数が大幅に増加、5月、8月、12月は激減
 ※ 1月、6月、8月、11月に死亡事故が発生(前年比-2件)



※ 追突、出会い頭事故が46件で全体の51%
 ※ 死亡事故4件は歩行者等(2)、追突(1)、正面衝突(1)
 ※ 歩行者事故の件数、死者数が前年より5件(5名)減少

軽油価格調査報告

(令和2年11月分 資料:全日本トラック協会)

●単純集計表

地区:九州/県(沖縄除): 全県

| | スタンド平均 | ローリー平均 | カード平均 |
|--|--------|--------|-------|
| | 92.24 | 80.48 | 88.88 |

●元売別集計表

地区:九州/県(沖縄除): 全県

| 元売名 | スタンド平均 | ローリー平均 | カード平均 |
|-----------|--------|--------|-------|
| JXTGエネルギー | 93.73 | 79.56 | 91.16 |
| 出光 | 89.12 | 79.46 | 90.92 |
| 昭和シェル | 96.74 | 83.79 | 88.52 |
| エクソンモービル | | | |
| クガナス | | | |
| コスモ | 100.50 | 76.95 | 85.08 |
| その他 | 88.62 | 82.01 | 87.48 |

●月間購入量別集計表

地区:九州/県(沖縄除): 全県

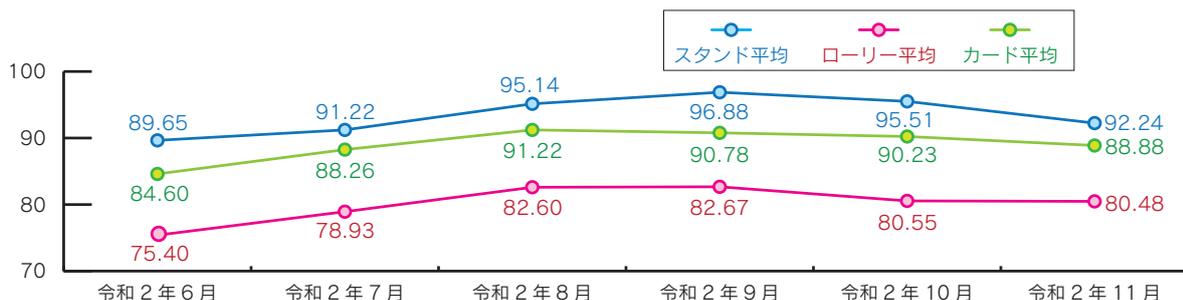
| 月額購入量 | スタンド平均 | ローリー平均 | カード平均 |
|----------------|--------|--------|-------|
| 30キロリットル未満 | 93.49 | 79.92 | 90.27 |
| 30~50キロリットル未満 | | 83.64 | 80.45 |
| 50~100キロリットル未満 | 82.00 | 80.06 | |
| 100キロリットル以上 | 80.10 | 79.90 | 83.50 |

●支払期限別集計表

地区:九州/県(沖縄除): 全県

| | スタンド平均 | ローリー平均 | カード平均 |
|----------|--------|--------|-------|
| 30日未満 | 91.18 | 79.71 | 83.40 |
| 30~60日未満 | 93.64 | 80.86 | 89.41 |
| 60日以上 | 91.01 | 80.49 | 91.88 |

●軽油価格推移表



※上記価格には消費税が含まれておりません。

ご不明な点がございましたら、適正化事業課までご連絡ください。

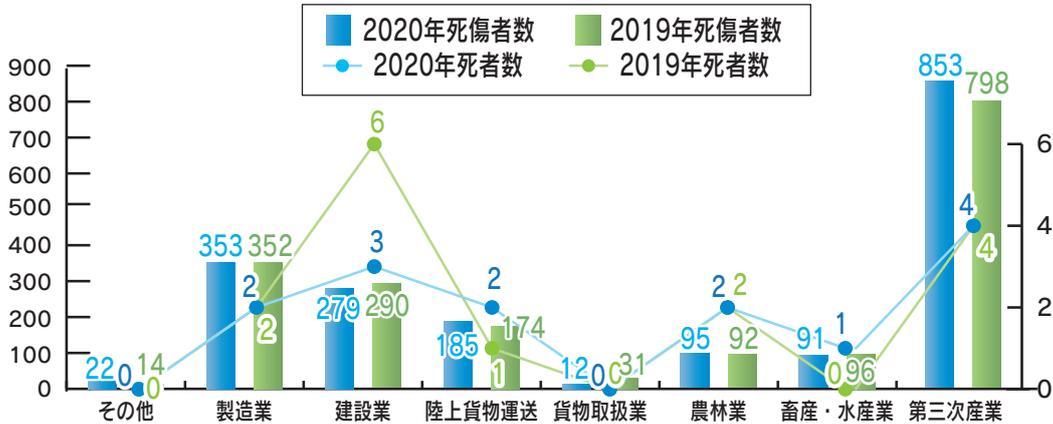
協会の行事予定

- ◆ 2月2日(火)・運行管理者試験対策講座(ナスバ)
- ◆ 2月3日(水)・運行管理者試験対策講座(ナスバ)
 - 公益法人検査
- ◆ 2月4日(木)・第10回正副会長会
 - 企業向け地球温暖化対策セミナー
- ◆ 2月5日(金)・鹿児島県コミュニティづくり推進大会
 - 自由民主党県連青年局との「交流・意見交換会」
- ◆ 2月8日(月)・運行管理者等一般講習(マジオ)
 - 整備管理者「選任後」研修(全事業者)
 - 第3回物流効率化委員会
 - 第4回経営・近代化促進委員会
- ◆ 2月9日(火)・第1回運行管理者等特別講習(ナスバ)
 - 「地域に輪を広げ、次世代に繋がる植樹活動」植樹式
- ◆ 2月10日(水)・整備管理者「選任後」研修(全事業者)
- ◆ 2月15日(月)・鹿児島県交通被災者たすけあい協会通常理事会
- ◆ 2月16日(火)・陸災防本部安全衛生表彰等伝達式
 - 陸運災防指導員会議
- ◆ 2月17日(水)・整備管理者「選任後」研修(全事業者)
- ◆ 2月18日(木)・適正化事業研修会
 - 第3回(公社)全日本トラック協会青年部会全国代表者協議会
- ◆ 2月19日(金)・第3回トラビジョン21委員会
 - 第4回人財・広報特別委員会
 - 第3回鹿児島・種子屋久支部定例会・交通安全セミナー
 - (公社)全日本トラック協会青年部会全国大会(youtube配信)
- ◆ 2月22日(月)・全ト協適正化事業委員会
- ◆ 2月24日(水)・第3回適正化事業対策委員会
 - 第3回労働・安全・環境対策委員会
- ◆ 2月25日(木)・第2回重量部会定例会
- ◆ 2月26日(金)・全国適正化事業部(課)長業務連絡会議
- ◆ 2月27日(土)・運行管理者試験対策事前講習会(模擬試験&解説)

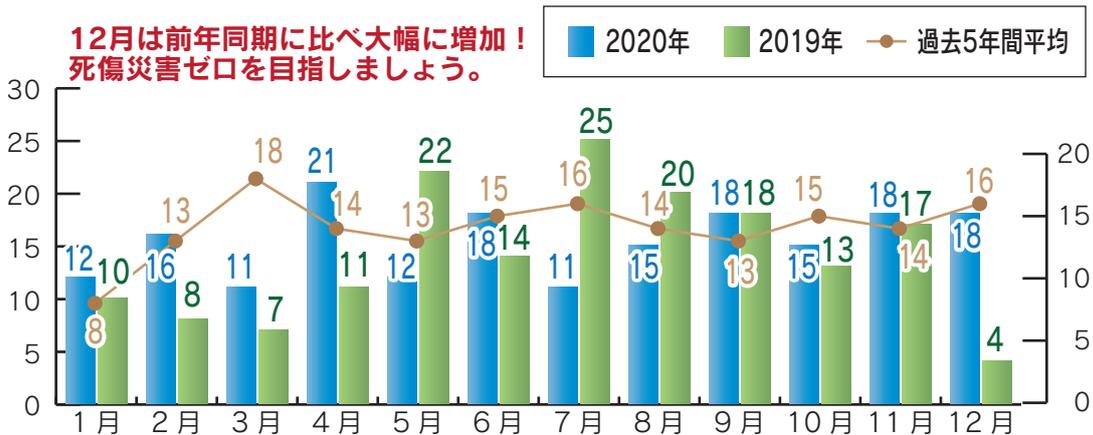


鹿児島県内における労働災害の発生状況

県内業種別死傷災害発生状況（2020年12月分）



陸上貨物運送事業月別死傷災害発生状況（2020年12月分）



陸上貨物運送事業事故の型別・年齢別死傷災害発生状況（2020年12月）

陸上貨物運送事業では、墜落・転落が最も多い！
気を付けましょう！

| 12月末 | 順位 | 事故の型 | 件数 | 割合 |
|--------|----|-------------|----|-------|
| 陸上貨物運送 | 1 | 墜落・転落 | 58 | 31.4% |
| | 2 | 動作の反動・無理な動作 | 34 | 18.4% |
| | 3 | 転倒 | 23 | 12.4% |
| | 4 | 激突 | 17 | 9.2% |
| | 5 | 交通事故(道路) | 13 | 7.0% |

陸上貨物運送事業では、50歳以上の割合が半数以上！
気を付けましょう！

| 12月末 | 年齢層 | 人数 | 割合 |
|----------|---------|----|-------|
| 陸上貨物運送事業 | ～19歳 | 2 | 1.1% |
| | 20歳～29歳 | 13 | 7.0% |
| | 30歳～39歳 | 23 | 12.4% |
| | 40歳～49歳 | 45 | 24.3% |
| | 50歳～59歳 | 67 | 36.2% |
| | 60歳～ | 35 | 18.9% |

2021年春、引越をご検討のお客様！

分散引越にご協力をおねがいします！

例年、3、4、9、10月の時期は引越のご依頼が集中します。
 特に3月から4月に集中することが例年のパターンから予想されます。加えて、最近の人手不足により、混み合う時期は「希望日にあう事業者が見つからない」など、ご希望に添えない場合もあります。トラブルのないスムーズなお引越のためにも、混雑時期を外したお引越をご検討下さいますようお願い・ご協力をお願い致します。



3月 2021年引越混雑予想カレンダー 4月

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | |
|----|----|----|----|-------------------|----|-------------------|----|----|----|----|----|----|----|---|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 特に混み合うことが予想されます → | | | | | | 1 | 2 | 3 |
| 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | |
| 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | |
| 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | |
| 28 | 29 | 30 | 31 | 特に混み合うことが予想されます → | | | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | | |

■ 特に混雑が予想されます
 ■ 混雑が予想されます
 ■ やや混雑が予想されます

上記を参考に2月以前または5月以降のお引越しの検討をお願い致します



国土交通省



公益社団法人 全日本トラック協会

都道府県トラック協会

●ご回覧をお願いします。

| | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |



トラックは、あなた。

あなたという人に届けるために
がんばっている、
それがトラックです。

～協会からのメッセージ～

船は港、列車は駅、飛行機も空港という「場所」に運ぶことはできるでしょう。しかしトラックは、「ひと」に届ける事ができる、唯一の存在なのです。運ぶことと届けることは、似ているようで少しちがう。あなたという人に届けるために困難を乗り越えてがんばっている。それがトラックです。

発行／公益社団法人 鹿児島県トラック協会
鹿児島市谷山港二丁目4-15
〒891-0131

☎099-261-1167

URL / <http://www.kta.jp>

E-mail / kentora@kta.jp

印刷 / 洵上印刷株式会社
